

大多喜町 第3次総合計画 後期基本計画

2021 - 2025



第 1 編

後 期

基本計画

Ⅰ
後期基本計画の概要

Ⅱ
未来づくり重点プロジェクト

Ⅲ
後期基本計画の推進に当たって

Ⅳ
分野別計画



目次

第1編 後期基本計画

I	後期基本計画の概要	4
1	基本計画の目的	4
2	計画期間	4
II	未来づくり重点プロジェクト	5
1	定住促進プロジェクト	6
2	にぎわいづくりプロジェクト	8
3	高齢化対策プロジェクト	10
III	後期基本計画の推進に当たって	12
1	計画の周知	12
2	成果指標の設定及び計画の進捗管理	12
IV	分野別施策	14
	基本目標1 地域自治・行政経営～みんなの知恵と力で持続可能なまちをつくる	17
1-1	住民参加・協働	18
1-2	地域社会	20
1-3	男女共同参画社会	22
1-4	広報・PR	24
1-5	行財政運営	26
1-6	広域連携	30
	基本目標2 産業・経済～活力にあふれた人が集まるまちをつくる	33
2-1	農林業	34
2-2	商業	38
2-3	工業	40
2-4	観光	42
2-5	雇用・結婚	46
2-6	消費者	48

基本目標 3 生活基盤 ～ 誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる	49
3-1 土地利用	50
3-2 住宅・宅地	52
3-3 公共交通	56
3-4 道路	58
3-5 情報通信	60
3-6 消防・防災	62
3-7 交通安全・防犯	64
基本目標 4 生活環境 ～ 豊かな水と緑に囲まれた快適なまちをつくる	67
4-1 環境保全	68
4-2 公園・緑地・水辺	72
4-3 上水道・汚水処理	74
4-4 環境衛生	78
基本目標 5 教育・文化 ～ 明日の大多喜を担う人を育むまちをつくる	81
5-1 子ども教育	82
5-2 青少年健全育成	86
5-3 生涯学習	88
5-4 芸術・文化	92
5-5 スポーツ	94
5-6 国際交流・地域間交流	96
基本目標 6 健康・福祉 ～ 支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる	99
6-1 子育て環境	100
6-2 保健・医療	104
6-3 高齢者福祉	108
6-4 地域福祉	112
6-5 障がい者福祉	114
6-6 社会保障	118
資料編	121

後期基本計画の概要

1 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げる本町の将来像「ひとまちみどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」を実現するために、基本構想に示された、分野ごとの基本目標の達成に向けて取り組むべき具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための指針となるものです。



2 計画期間

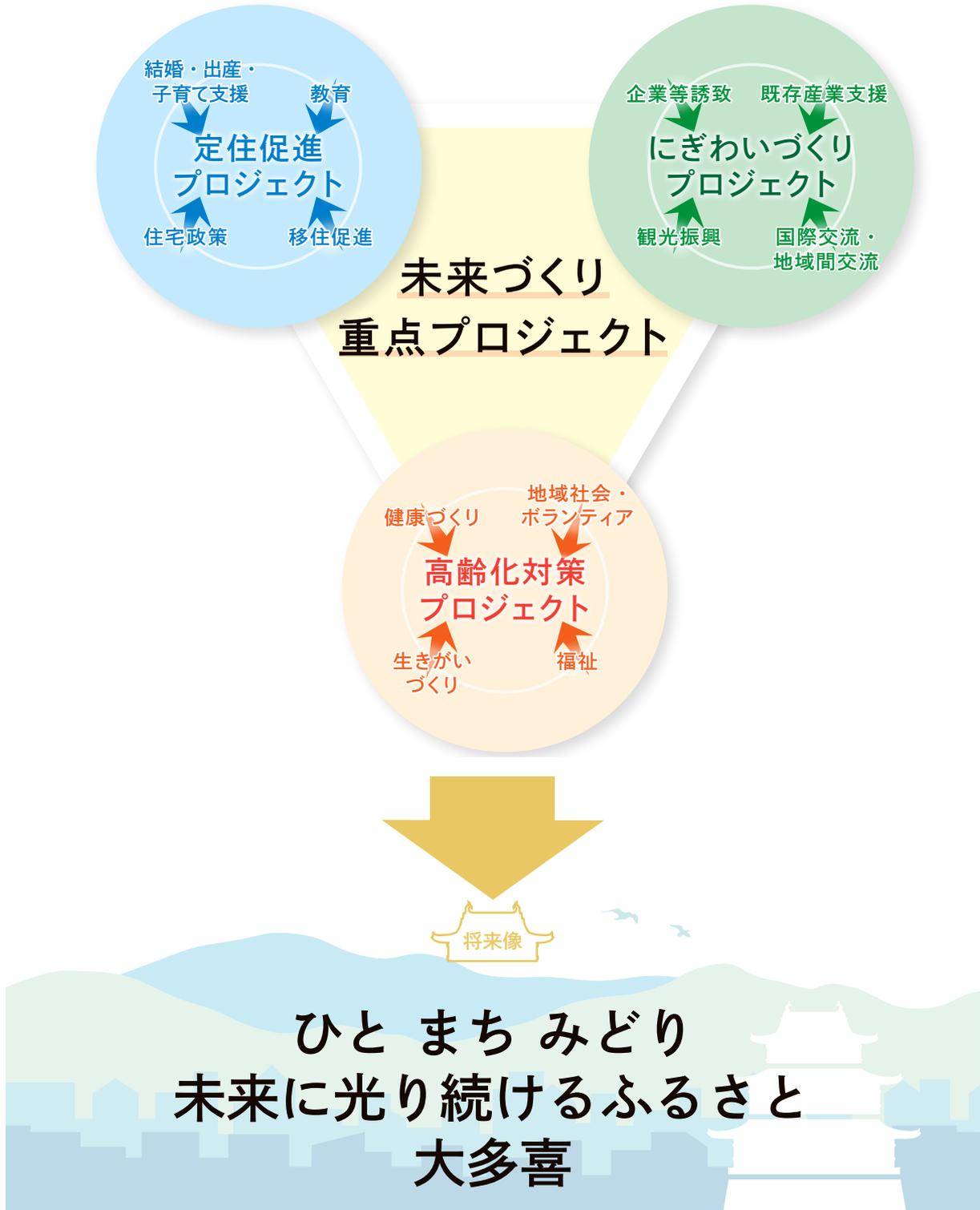
第3次総合計画の期間は10年間とし、「基本構想」は平成28（2016）年度から令和7（2025）年度までの10年間、「基本計画」は基本構想の前期5か年、後期5か年をそれぞれ前期基本計画期間、後期基本計画期間とします。

年度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)		
基本構想	10年											
基本計画	前期基本計画 5年					後期基本計画 5年						
実施計画	3年			3年			3年			3年		

未来づくり重点プロジェクト

後期基本計画に掲げる施策のうち、将来像「ひとまちみどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜」の実現への効果が特に高いと見られる施策群を、3つの「未来づくり重点プロジェクト」に整理し、前期基本計画に引き続き後期基本計画全体を先導するものと位置付け、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組めます。

なお、3つの「未来づくり重点プロジェクト」は、相互に関係しており、各プロジェクトの今後のまちづくりにおける重要度はすべて同じです。



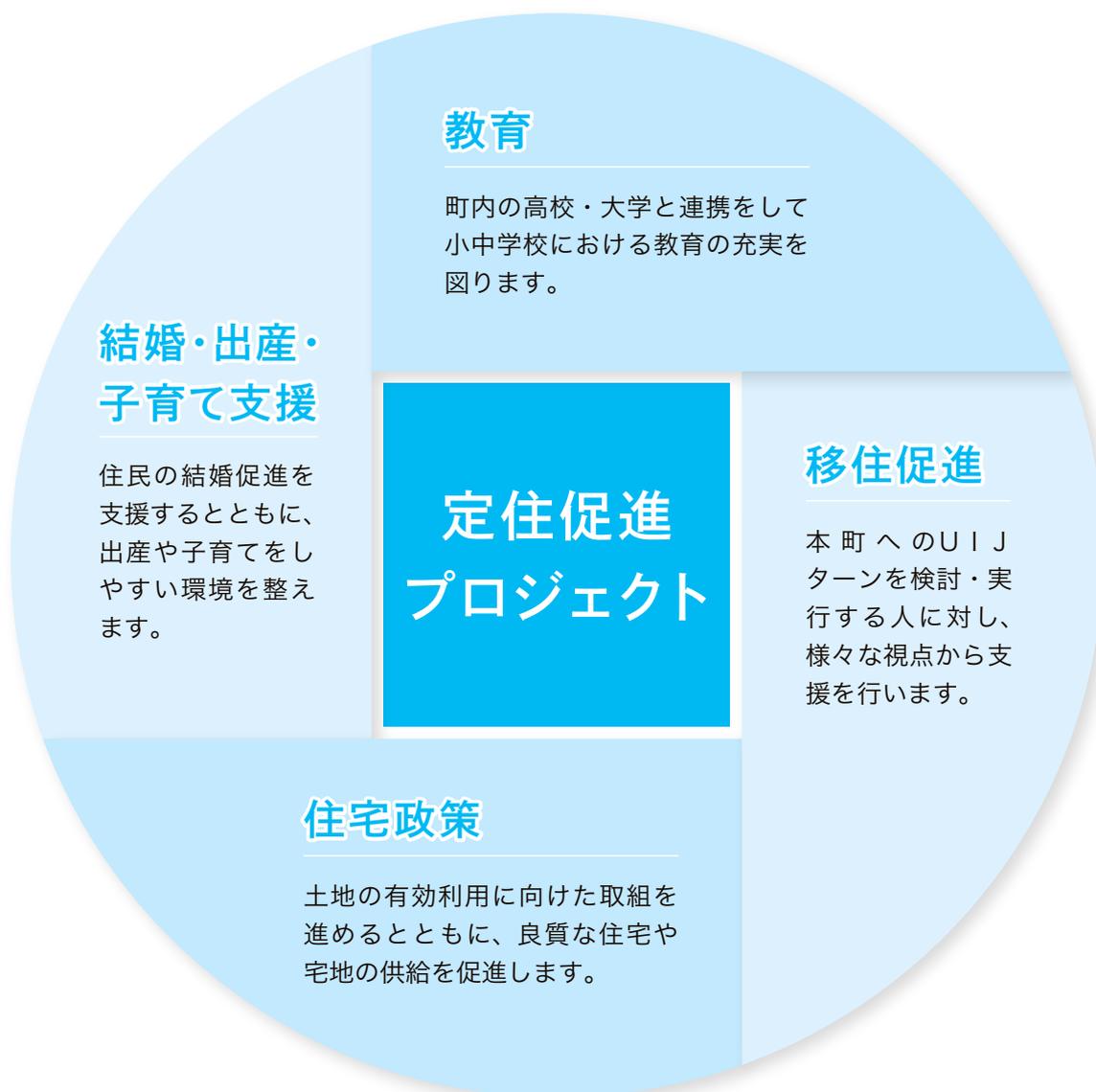
1 定住促進プロジェクト

本町では、長期にわたり人口減少が続いていますが、この傾向は今後も続き、第3次総合計画の目標年度である令和7年には、平成27年比19.2%減の8,005人にまで減少することが予想されています。

人口はまちの活力の源であり、人口流出を抑制するとともに、U I Jターン¹を促進し、定住人口の減少に歯止めをかけることは、本町の喫緊の課題です。

そこで、後期基本計画では、子どもの遊べる公園の整備、ICT²教育の推進、大学との連携、民間活力の活用による分譲地やシティプロモーション³による大多喜町の魅力発信などを加え、若者や子育て世代から高齢者まで、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思える良好な住環境を整備し、定住を促進するため、「結婚・出産・子育て支援」、「教育」、「住宅政策」、「移住促進」に関する施策からなる「定住促進プロジェクト」を設定し、重点的に推進していきます。

- 1…U I Jターン：都市の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
- 2…ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
- 3…シティプロモーション：地元地域を宣伝する、自治体ごとの営業活動を総称して呼ぶ言葉のこと。



■ 定住促進プロジェクトを構成する施策

分野	施策No.	施策
結婚・出産・子育て支援	2-5-3	結婚促進のための支援施策の推進
	4-2-3	特色ある公園・緑地・親水空間の整備
	6-1-1	保育サービスの充実
	6-1-2	特色ある保育の実施
	6-1-3	子育て家庭の負担軽減
	6-1-4	子育て支援環境の整備
	6-2-5	医療体制の整備の強化
	6-2-6	母子保健活動の充実
教育	5-1-1	学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成
	5-1-2	時代に合った教育環境の整備
	5-1-9	大学など教育機関との連携
住宅政策	3-1-1	計画的な土地利用の推進
	3-1-2	有効な土地利用への誘導
	3-2-1	分譲地の販売促進
	3-2-2	住宅建設・宅地取得に関する支援制度の利用促進
	3-2-3	住環境拡充の推進
	3-2-4	町営住宅の整備
	3-2-5	空き家・空き地を活用した移住促進
移住促進	1-4-4	シティプロモーションの推進
	2-5-1	雇用機会の確保と地元就職の促進
	3-2-6	移住者と地域住民との交流促進

2 にぎわいづくりプロジェクト

本町は、県の夷隅地域振興事務所や県立高校、大学等が立地し、夷隅地域の中心地としての拠点性を有しているほか、町内には多様な観光拠点があり、昼間人口や交流人口を維持・拡大させていく上で必要な特性や地域資源に恵まれています。

人口減少や少子高齢化により、まちの活力低下が懸念される中では、こうした特性等をより一層生かすとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備進展や訪日外国人旅行者の増加等の追い風も利用して、本町のにぎわいづくりを進めていくことが求められます。

そこで、後期基本計画では、工業用地として活用できる遊休地の調査、地域通貨の導入による電子化（キャッシュレス化）、公衆トイレの整備、モミジの植樹による観光・レクリエーション拠点や多文化共生社会の推進などを加え、「企業等誘致」、「既存産業支援」、「観光振興」、「国際交流・地域間交流」に関する施策からなる「にぎわいづくりプロジェクト」を設定し、重点的に推進していきます。



■ にぎわいづくりプロジェクトを構成する施策

分野	施策No.	施策
企業等誘致	2-3-2	企業の誘致
既存産業支援	2-2-1	商店街の環境整備
	2-2-2	商業経営の近代化の促進
	2-2-3	商業団体の育成・強化
	2-3-1	既存企業の体質強化
	2-3-3	産業開発の支援
観光振興	2-4-1	観光客受け入れ基盤の充実・整備
	2-4-2	観光・レクリエーション拠点の充実・整備
	2-4-3	広域観光体制の充実
	2-4-4	祭り・イベント等の充実・活用
	2-4-5	PR活動の強化と観光案内板の整備
	2-4-6	おもてなしの活動に取り組む団体・個人への支援
	2-4-7	観光拠点事業者との連携による観光関連事業の推進
	4-2-3	特色ある公園・緑地・親水空間の整備
国際交流・地域間交流	5-6-2	外国人観光客に配慮した環境づくり
	5-6-4	多文化共生社会の推進
	5-6-5	地域間交流の促進

3 高齢化対策プロジェクト

本町では、急速に高齢化が進んでおり、令和7年まで高齢者数が増加を続けることが見込まれていることから、高齢者がいつまでも安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実を図ることが求められています。

一方で、今後、生産年齢人口の減少とともに町税収入が減少し、財政運営の厳しさが増すことが見込まれる中、行政だけでなく住民と一体となって、健康寿命の延伸や高齢者の生きがい創出、互いに支え合う社会づくりなどを進めていくことが必要です。

そこで、後期基本計画では、高齢者の健康寿命の延伸、高齢化社会に対応した生涯学習施設の改修や介護予防事業の推進を加え、超高齢化社会が到来しても、持続的に発展していけるまちを目指して、「健康づくり」、「地域社会・ボランティア」、「生きがいづくり」、「福祉」に関する施策からなる「高齢化対策プロジェクト」を設定し、重点的に推進していきます。



■ 高齢化対策プロジェクトを構成する施策

分野	施策No.	施策
健康づくり	6-2-1	健（検）診受診率の向上
	6-2-2	生活習慣病の重症化防止
	6-2-3	住民の主体的な健康増進活動の支援
	6-2-5	医療体制の整備の強化
	6-3-4	高齢者の健康寿命の延伸
地域社会・ボランティア	1-1-2	行政と住民の協働の推進
	1-2-1	コミュニティ意識の啓発
	1-2-2	コミュニティ活動基盤の整備
	6-2-4	ボランティアとの協働による健康なまちづくりの推進
	6-4-3	ボランティア人材の確保体制の充実
	6-4-4	助け合いの精神にあふれた人づくり
生きがいづくり	5-3-3	活動団体の支援充実
	5-3-6	生涯学習施設の整備・充実
	5-4-1	学習グループ・団体活動への支援充実
	6-3-5	高齢者の社会参加の促進
福祉	6-3-1	高齢者保健福祉施設・機能の整備充実
	6-3-2	介護予防事業の推進
	6-3-3	サービスを提供する人材の確保
	6-4-1	地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
	6-4-2	社会福祉協議会、関係団体等の活動支援
	6-5-5	安全・安心な暮らしの確保
	6-6-1	低所得者福祉の充実
	6-6-2	国民健康保険の充実

後期基本計画の推進に当たって

1 計画の周知

基本計画を効果的かつ効率的に推進するためには、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体など、地域社会を構成するすべての主体が連携・協働することが重要であり、それには1人でも多くの方に本計画の目標や施策の方向性、各主体に求められる役割等を知っていただく必要があります。

このため、本計画の内容を町の広報紙やホームページ等を活用して紹介するとともに、本計画を住民や関係者等に配布し、積極的な周知を図ります。

2 成果指標の設定及び計画の進捗管理

本計画では、6つの基本目標を達成するための具体的な施策を策定するとともに、施策の効果を検証するために、施策項目ごとに成果指標を設定します。

本計画の推進に当たっては、この成果指標の達成度により進捗を管理するとともに課題を抽出し、改善の動きにつなげる「PDCAサイクル」を導入することとします。



ひとまちみどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜



■ PDCA サイクル



IV 分野別施策

■ 「IV 分野別施策」のページの構成と見方

現状と課題

この項目の施策に取り組むに当たって踏まえるべき現状と課題を示します。具体的には、社会動向や本町における状況、今後求められる取組等について記載します。

基本方針

この項目の施策に取り組むに当たっての基本方針を示します。

1-1 住民参加・協働

■ 現状と課題

今後、財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足することが懸念される中、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。

このような状況の中、これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、信頼関係を構築した上で、互いに連携・協力して進めることが必要です。

そのため、本町では、各種の協議会や審議会に住民が参加し、計画策定に携わっているのに加え、一部の審議会においては委員の一般公募も行うとともに、文化、芸術、スポーツ、福祉、教育等の様々な分野において、住民団体がその活動を通じてまちづくりに関わっています。中高生については、中学生議会や、中高生への住民アンケート調査の実施など、まちづくりに参画する意識の醸成が図られています。

今後は、住民と行政との協働や、町政への住民参加をより一層推進するため、情報公開の推進や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努めることにより、住民の町政への関心を高め、まちづくりへの参画を促すことが必要となっています。

さらに、住民及び行政が協働の重要性を認識することが大切であり、協働に関する職員の知識や住民の理解を高め、具体的な行動を促進する取組が求められることから、「協働のまちづくり」の方向性を明確にするとともに、住民と行政がお互いに尊重し合い、それぞれの役割⁴と責任を自覚し、協力し合う取組が必要となっています。

4…それぞれの役割

住民の役割：地域活動や社会貢献活動への参加、地域コミュニティ組織(自治会)による防災、防犯、福祉、環境などのまちづくり活動による地域住民同士の交流等。

行政の役割：計画や事業に参画する場の提供、まちづくり活動への支援、人材の育成、情報の提供・共有等。

基本方針

- 住民のまちづくりへの参画意識を醸成します。
- 協働のまちづくりを推進するために職員に求められる知識や能力の向上を図り、住民の理解を高めます。



住民公聴会



まちづくり講習会

施策の体系

この項目を構成する施策の体系を示します。
 未来づくり重点プロジェクトを構成する施策については【重点】と表示します。

施策の体系

1-1 住民参加・協働

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

1-1-2 行政と住民の協働の推進【重点】

▼施策の内容

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。また、特に中高生など若者が積極的にまちづくりに参加するよう町政への関心を高め、住民と行政が協力し合いながら、まちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。

1-1-2 行政と住民の協働の推進【重点】

協働のまちづくりを推進するためには、協働の意義を理解し、活動を進める職員の存在が欠かせないことから、協働の推進に必要な知識や能力を身に付けるための研修を行うとともに、住民と行政が一体となってまちづくりを推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
まちづくり講習会の開催回数	1回/年 ▶	1回/年

施策の内容

施策の体系に示した施策の内容を示します。

基本目標1
地域

成果指標

この項目の施策効果を検証するために、項目ごとに成果指標を設定し、成果指標の達成度により計画の進捗を管理します。

なまちをつくる

基本目標 1

地域自治・行政経営
～みんなの知恵と力で持続可能なまちをつくる

1-1 住民参加・協働

1-2 地域社会

1-3 男女共同参画社会

1-4 広報・PR

1-5 行財政運営

1-6 広域連携

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

今後、財政運営の厳しさが増すとともに、少子高齢化や人口減少の進行により地域社会の担い手が不足することが懸念される中、行政だけでは高度化・多様化する住民ニーズにきめ細かく対応することが難しくなることが予想されます。

このような状況の中、これからのまちづくりは、住民や各種団体、民間企業等と行政がそれぞれの役割を認識し、信頼関係を構築した上で、互いに連携・協力して進める必要があります。

そのため、本町では、各種の協議会や審議会に住民が参加し、計画策定に携わっているのに加え、一部の審議会においては委員の一般公募も行うとともに、文化、芸術、スポーツ、福祉、教育等の様々な分野において、住民団体がその活動を通じてまちづくりに関わっています。中高生については、中学生議会や、中高生への住民アンケート調査の実施など、まちづくりに参画する意識の醸成が図られています。

今後は、住民と行政との協働や、町政への住民参加をより一層推進するため、情報公開の推進や広報活動の充実等を通じて、住民との情報の共有や行政運営の透明性の確保に努めることにより、住民の町政への関心を高め、まちづくりへの参画を促すことが必要となっています。

さらに、住民及び行政が協働の重要性を認識することが大切であり、協働に関する職員の知識や住民の理解を高め、具体的な行動を促進する取組が求められることから、「協働のまちづくり」の方向性を明確にするとともに、住民と行政がお互いに尊重し合い、それぞれの役割⁴と責任を自覚し、協力し合う取組が必要となっています。

4…それぞれの役割

住民の役割：地域活動や社会貢献活動への参加、地域コミュニティ組織（自治会）による防災、防犯、福祉、環境などのまちづくり活動による地域住民同士の交流等。

行政の役割：計画や事業に参画する場の提供、まちづくり活動への支援、人材の育成、情報の提供・共有等。

基本方針

- 住民のまちづくりへの参画意識を醸成します。
- 協働のまちづくりを推進するために職員に求められる知識や能力の向上を図り、住民の理解を高めます。



住民公聴会



まちづくり講習会

施策の体系

1-1 住民参加・協働

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

1-1-2 行政と住民の協働の推進【重点】

▼施策の内容

1-1-1 まちづくりへの参画意識の醸成

町政情報の積極的な発信や広報紙における住民参加や協働の推進を意識した紙面づくり等に努めます。また、特に中高生など若者が積極的にまちづくりに参加するよう町政への関心を高め、住民と行政が協力し合いながら、まちづくりに参画しようとする意識の醸成を図ります。

1-1-2 行政と住民の協働の推進【重点】

協働のまちづくりを推進するためには、協働の意義を理解し、活動を進める職員の存在が欠かせないことから、協働の推進に必要な知識や能力を身に付けるための研修を行うとともに、住民と行政が一体となってまちづくりを推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
まちづくり講習会の開催回数	1回/年 ▶	1回/年

■ 現状と課題

近年、核家族化や価値観の多様化等により、近所づきあいが希薄になりつつある一方、東日本大震災の経験から、防災活動や防犯活動を担う地域社会の重要性が再認識されているところです。

本町では、63の行政区ごとに自治会が組織されており、各区長が行政連絡員に委嘱され、町と住民との連絡調整に当たっており、旧町村単位における区長会活動に対し補助金を交付しているほか、集会施設の新築・改修等への助成を行ってきました。

また、住民アンケート調査の結果を見ると、半数以上の住民が自治会やボランティア団体等の地域社会に貢献するコミュニティ活動を行っている団体に参加していますが、多様化・高度化する住民ニーズに対応するとともに、高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちを形成していくためには、地域におけるコミュニティ活動を維持・拡大していくことが必要となっています。

そのため、コミュニティの意義や役割について啓発を図り、新たに転入してきた人も地域になじみやすい環境を整備するとともに、住民によるコミュニティ活動に対するソフト面及びハード面の支援を継続的に行っていくことが求められます。

■ 集会施設の整備数の推移

	整備数
H27年度	改築1件
H28年度	改築1件
H29年度	改築1件
H30年度	-
R1年度	改築2件

資料：企画課

基本方針

- コミュニティ意識の啓発や活動基盤の整備を推進し、地域住民が互いに支え合いながら協力し合うコミュニティの形成を推進します。

施策の体系

1-2 地域社会

1-2-1 コミュニティ意識の啓発【重点】

1-2-2 コミュニティ活動基盤の整備【重点】

▼施策の内容

1-2-1 コミュニティ意識の啓発【重点】

コミュニティ意識を啓発し、町民同士の連帯感を育むことにより、自治会への加入やコミュニティ活動の活性化を促進するとともに地域の状況を把握することができる体制を推進します。

1-2-2 コミュニティ活動基盤の整備【重点】

コミュニティ活動施設の整備や活動に対する助成を実施することにより、コミュニティ活動が安定的に継続される基盤の整備を支援します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
集会施設の整備数	5 施設 ▶	5 施設 (5年間の累計)



改修した集会施設

■ 現状と課題

本町では、千葉県男女共同参画社会推進員制度を活用した広報・啓発活動や、審議会等における女性委員の登用促進、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス⁵に関する職員向け研修の開催など、男女共同参画社会づくりに向けて様々な取組が進められています。

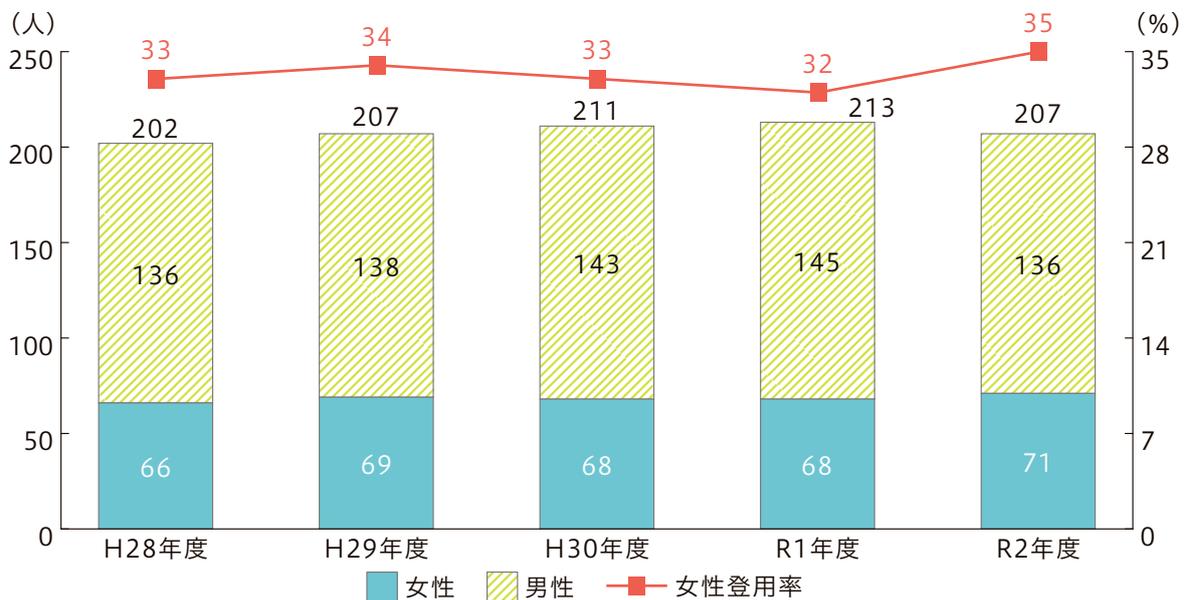
しかし、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方が根強く残っており、住民アンケート調査の結果を見ると、「男女共同参画社会づくり」はほかの施策と比較すると重要度が平均より低くなっています。

その結果、女性では出産・育児後に再び職に就くためには問題が多く、男性では長時間労働により家庭や地域における活動に制約があるなど、男女共同参画の推進に向けては様々な課題があります。

このような状況の中、男性も女性も、個性と能力に応じ、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、性別による役割分担意識の是正に向けた意識啓発や、家庭や職場、地域、行政など様々な場において住民の意識改革・気運醸成を図る必要があります。

5…ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和のこと。

■ 各種審議会等の女性委員数及び女性委員登用率の推移



資料：企画課

基本方針

- 男女が尊重し合い、ともに個性と能力を発揮できるまちづくりを進めます。
- ワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

施策の体系

1-3 男女共同参画社会

1-3-1 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成

1-3-2 管理職、審議会等委員への女性登用の推進

1-3-3 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

1-3-4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

1-3-5 男女共同参画計画の推進

▼施策の内容

1-3-1 男女共同参画社会に向けた意識改革・気運醸成

男女共同参画社会に向け、広報紙やホームページを活用した情報の発信や住民が参加しやすい講演会、研修会の実施、各種団体との連携・交流等の取組を実施し、意識改革や気運醸成を図ります。

1-3-2 管理職、審議会等委員への女性登用の推進

町行政機関の管理職や各種審議会・委員会の女性登用を推進し、女性が能力を発揮できる場を拡充することで、女性の視点による意見の取り入れを図ります。

1-3-3 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

育児休業や介護休業制度等に関する啓発を行い、行政においてもこれを推進することにより、男女がともに働きやすい就労環境の整備を推進します。

1-3-4 ワーク・ライフ・バランスの啓発

男女共同参画社会に向けたワーク・ライフ・バランスの啓発に努め、仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画社会の実現につなげます。

1-3-5 男女共同参画計画の推進

男女共同参画計画に基づき、より効果的な施策を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
男女の地位が平等になっていると回答した町民の割合 (男女共同参画に関するアンケートの結果)	29 % ▶	33 %
各種審議会等の女性登用率	35 % ▶	37 %

■ 現状と課題

本町では、住民が町政の状況を正確かつ迅速に理解できるよう、広報紙やホームページにより生活に必要な町政情報を提供しています。

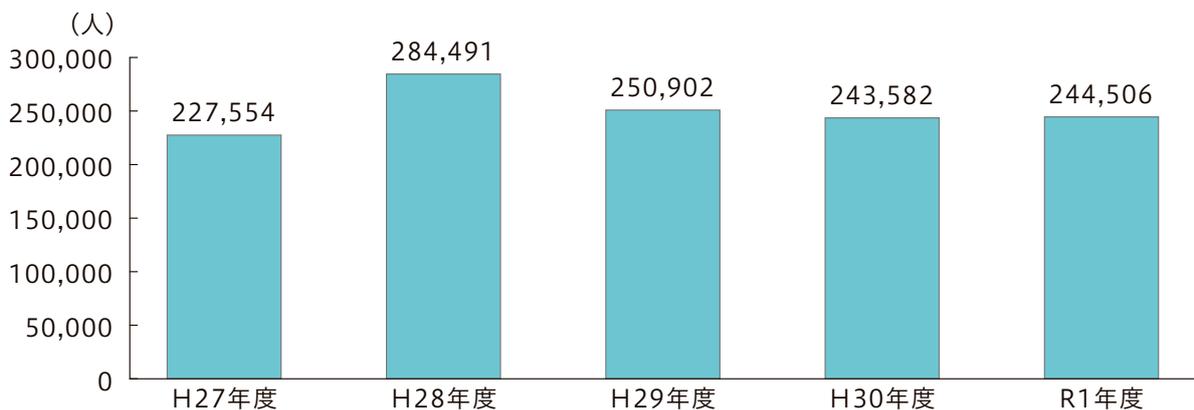
広報活動については、住民が必要とする情報を容易に取得できるよう、多様な媒体でわかりやすく提供することが求められますが、町が提供している住民サービスにはあまり知られていないものもあることから、広報紙アプリ等のデジタル媒体を利用した情報提供手法の工夫、情報が伝わりやすい広報紙づくりを継続して取り組むとともに、若年層に関する情報の発信も行い、若い人に興味を持ってもらえるような広報紙づくりも実施していく必要があります。

そのため、広報紙発行の1年間の計画を立てて、スムーズな情報収集を図るとともに、広報紙掲載内容について、町の取組を載せてほしいという要望に対し、積極的な情報提供を行うことが必要となっています。

広聴活動については、「町長への手紙」等の実施により住民の意向の把握に努めていますが、住民から寄せられた意見や要望を分析し、町政に迅速かつ効果的に活用していくことが求められます。

シティプロモーションについては、子育て支援や移住・定住支援などをもっと前面に打ち出すこと、ブランド力を高めることなどにより、「行ってみたい」「参加したい」「住んでみたい」と思うファンを増やし、関係人口、交流人口を増加させ、人口減少に歯止めをかけることが求められます。

■ ホームページ閲覧者数の推移



資料：総務課

基本方針

- 住民が必要とする情報をわかりやすく伝えることにより、住民の町政に対する理解を促進します。
- 住民参画型の広報紙づくりを積極的に推進します。
- まちづくりに関する住民の意向の把握に努め、適切に町政に反映します。
- 関係人口、交流人口を増加させ、人口増につなげていくためシティプロモーションを強化します。

施策の体系

1-4 広報・PR

1-4-1 広報体制の強化

1-4-2 広報活動の充実

1-4-3 広聴活動の充実

1-4-4 シティプロモーションの推進【重点】

▼施策の内容

1-4-1 広報体制の強化

組織横断的な広報体制の整備を検討するほか、広報担当課の情報集約機能の充実を図るとともに、情報の共有化を進め、各課が連携して効果的な情報発信を継続して実施します。

1-4-2 広報活動の充実

広報紙については、記事の充実に努めることや、見やすく、わかりやすい紙面づくりを行うとともに、住民が取材記事やコラムなど広報活動に参加できる「住民とともにつくる広報」を目指します。また、SNS⁶などタイムリーな町政情報を提供する新たな媒体での発信手法の充実を図ります。

1-4-3 広聴活動の充実

「町長への手紙」や各種アンケートなど広聴活動の各手法について、住民が取り組みやすいよう改善するとともに、住民からの意見等を町政に迅速かつ効果的に活用するよう努めます。

1-4-4 シティプロモーションの推進【重点】

本町の様々な魅力を町の内外にPRし、定住促進や交流人口拡大を図るためにも、シティプロモーションの推進を様々なメディアをとおして情報発信に取り組み、町のイメージアップを図ります。

町民にとって地域をより良い場所にするため、町民とともに町の魅力の発掘に努めます。

6… SNS：Social Networking Service（ソーシャル ネットワーキング サービス）の略で、代表例としてFacebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）等がある。SNSは基本的には会員制で、同じ趣味の人や知り合いとSNSを通じて情報のやりとりをしながらコミュニケーションを取ることができる。自治体では住民に自らが主宰するSNSに登録してもらうことにより、行政情報を伝達する手段として活用している。

成果指標

指標名	現状値	目標値
<フェイスブック> 大多喜町ページ登録者数	3,636人 ▶	4,500人
ホームページ閲覧者数	244,506人 ▶	270,000人

■ 現状と課題

本町では、地域経済の低迷や急速な少子高齢化、人口流出等により町税収入が落ち込み、自主財源の確保が困難な状況が見込まれるとともに、各種交付金の大幅な増額も見込まれないため、歳入全体の増額を見込むことは困難な状況となっています。

また、歳出では、医療・福祉関連経費や一部事務組合の負担金等の増加が大きく、人件費や公債費の総額に占める割合も高い水準で推移するため、経常的な経費の割合が高く、政策的経費の財源確保は難しくなり、依然として厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

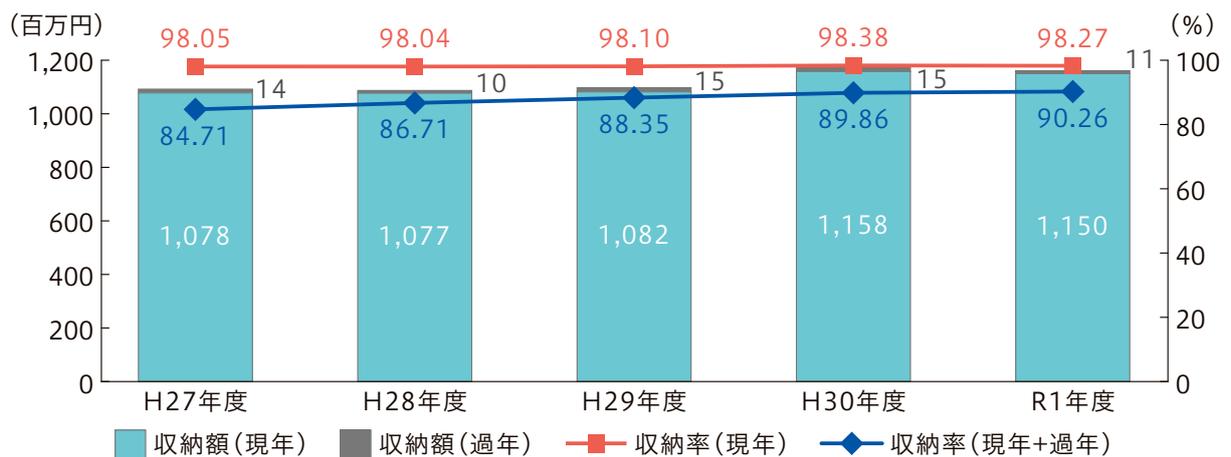
さらに、新型コロナウイルス感染症が日本経済に与える影響により、今後の町財政の歳入では、大幅な税収の減や各種交付金及び補助金の減額が見込まれ、歳出では、感染症の対策、町民生活や地域経済の回復、加えて今回の感染症終息後の「新しい生活様式」を踏まえた地域経済活性化等への対応が必要となります。

このような状況の中、本町の財政を将来にわたって持続可能なものとするためには、財政運営の透明性を確保し町民の町財政に対する理解を深めた上で、これまで取り組んできた事務事業の見直しや各種経費の節減、民間委託の推進等の行政改革を更に進め、効率的で効果的な行政運営を行うことが求められます。

また、自主財源の確保に向けては、定住人口の維持や本町経済の活性化、受益者負担の適正化、収税対策の強化等の取組を推進していくことが必要です。

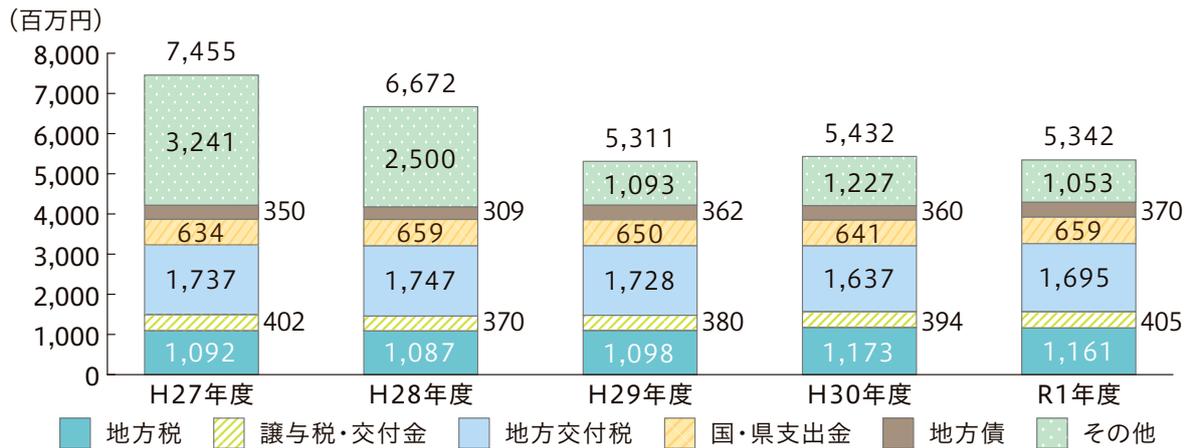
一方、情報通信技術を効果的に行政事務に導入することにより、住民サービスの向上や行政事務の効率化を推進することが求められるとともに、サーバー及びネットワーク機器の更新を行い、経費の抑制、事務の効率化、業務の継続性の確保を図り、各種システムとの連携を図る必要があります。

■ 町税収納額・収納率の推移

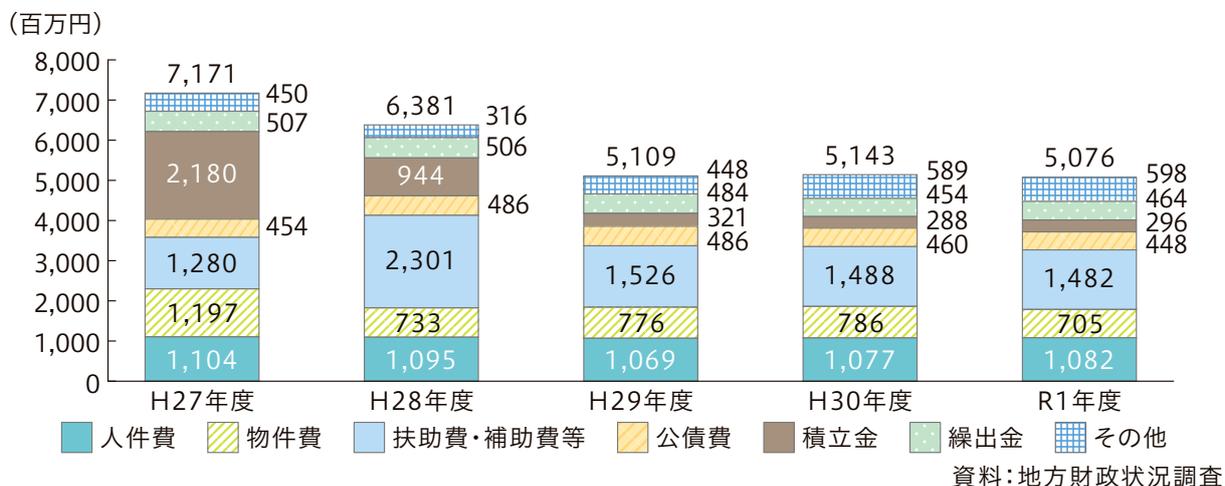


資料：地方財政状況調査

■ 歳入の推移



■ 歳出の推移



基本方針

- 健全で効率的な行財政運営の推進により、持続可能な行財政基盤を維持します。

施策の体系

1-5 行財政運営

- 1-5-1 経費の節減と予算の厳正な執行
- 1-5-2 健全な財政基盤の確保
- 1-5-3 持続可能な財政運営の確立
- 1-5-4 計画的、効果的な行政運営の推進
- 1-5-5 効率的な組織運営の推進
- 1-5-6 行政の情報化の推進

▼施策の内容

1-5-1 経費の節減と予算の厳正な執行

情報化推進計画に基づき、クラウド化の推進及び情報セキュリティ対策の強化等への対応を推進するとともに、引き続き経費の全般的な見直しによる節減合理化を図り、厳正な執行をします。

1-5-2 健全な財政基盤の確保

収税対策の強化、受益者負担の適正化や税外収入の増により、健全な財政基盤の確保を図ります。

1-5-3 持続可能な財政運営の確立

選択と集中の視点から実施事業を取捨選択する取組を継続し、行政サービス水準の維持・向上に努め、限られた財源及び町有財産を有効に活用し、持続可能な財政運営を目指します。

1-5-4 計画的、効果的な行政運営の推進

大多喜町第3次総合計画をはじめ、本町の諸施策の実施に当たっては、P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルの運用を推進し、計画的、効果的な行政運営を行います。

1-5-5 効率的な組織運営の推進

限られた財源と人材のもとで増加かつ多様化する行政需要に対し、適切な行政サービスを提供するため、職員の資質の向上を図り、潜在的な能力を最大限に引き出し、良質なサービスを提供できる職員の人材育成を進めます。

1-5-6 行政の情報化の推進

情報化推進計画に基づき、計画的な情報システムの更新、システム経費の抑制、情報セキュリティ対策の推進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値
実質公債費比率 ⁷	4.9 % ▶	4.4 %
将来負担比率 ⁸	5.0 % ▶	4.0 %
経常収支比率 ⁹	91.2 % ▶	92.0 %
町税収納比率（現年分）	98.2 % ▶	98.3 %

7… 実質公債費比率：実質的な負債返済額が町の財政に占める割合。

8… 将来負担比率：将来支払う可能性のある実質的な負債額が町の財政に占める割合。

9… 経常収支比率：経常的な収入に対する経常的な支出の割合。

■ 現状と課題

本町が自立した行政運営を安定的に推進していくためには、住民サービスの拡充を図りながら様々な事務事業を効率的に運営することが必要であるため、有効な手法となる広域行政については、今後も効果を検証しながら推進していくことが求められます。

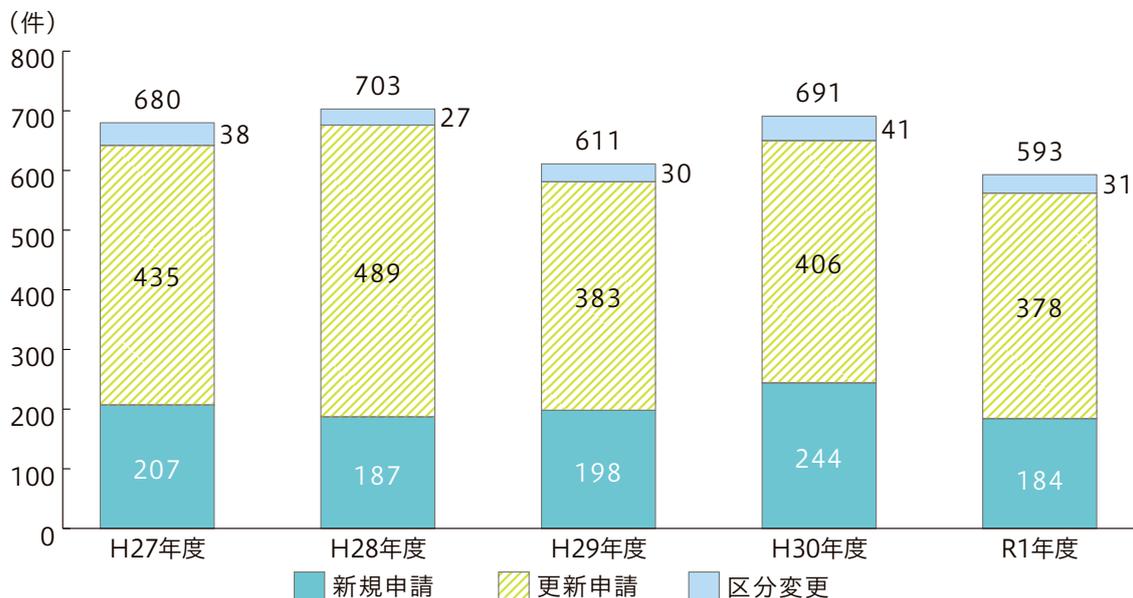
また、消防、防災、保健、医療、福祉、環境などの各分野における行政課題は、年々、高度化・多様化していることから、市町村の行政区域を越えた広域連携により、行政運営の効率化を図ることが求められています。

本町では、夷隅郡市2市2町で夷隅郡市広域市町村圏事務組合を組織し、消防、救急、介護等の各分野で事業を実施するとともに、し尿処理やごみ処理、火葬場の運営、水道事業においても広域連携による事業を行っています。

さらに、関係する水道事業体と統合・広域化に向けて協議・検討を行い、統合・広域化することにより、運営基盤の強化、施設の統廃合による更新費用の抑制、スケールメリット¹⁰による各種業務費用の抑制、料金格差の縮小等を進めることや、国や県、近隣市町村と広域連携の一環として基幹系システムや業務システムの共同処理システムの導入等を検討し、経費削減を図ることが求められます。

10…スケールメリット：規模を拡大することによって得られる利益や、優位性のこと。

■ 介護認定審査会審査件数の推移



資料：健康福祉課

基本方針

- 広域的な行政課題について、近隣自治体との連携による取組を推進し、行政運営の効率化を図ります。

施策の体系

1-6 広域連携

1-6-1 広域圏行政の推進

1-6-2 国・県との連携強化

▼施策の内容

1-6-1 広域圏行政の推進

広域的な行政課題について、近隣自治体との連携により、財政負担の少ない効率的、効果的な施策の展開を図ります。

1-6-2 国・県との連携強化

国や県の動向の把握をするとともに、必要な事業の実施や支援への要望をします。

基本目標 2

産業・経済
～活力にあふれた人が集まるまちをつくる

2-1 農林業

2-2 商業

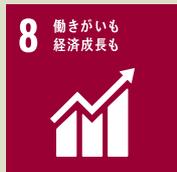
2-3 工業

2-4 観光

2-5 雇用・結婚

2-6 消費者

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

本町では、水稻を中心に野菜、果樹などの生産及び畜産が営まれ、これまでも、マスメディアへの取り上げなどを通じて、町外においても高い知名度を誇るタケノコを活用した地域特産物の開発や、技術指導・生産指導による生産性向上、有害鳥獣の駆除などに取り組んできました。

本町の農業を取り巻く環境は、依然として就農者や担い手不足の状況となっており、農業用施設等の管理体制の維持に危機感を覚える地域もあります。

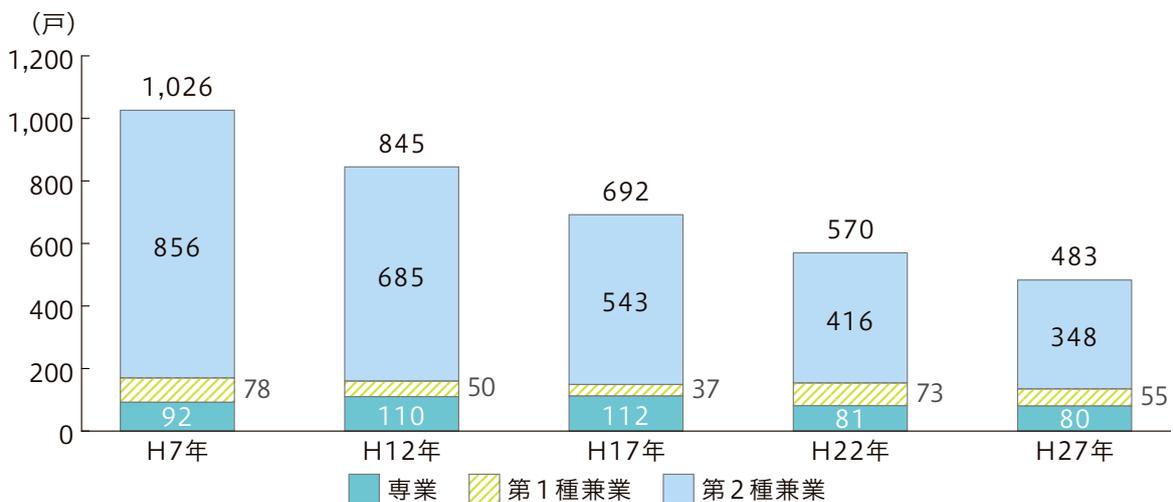
そのため、本町の農業を振興していくためには、農業生産基盤の維持・管理や集約化により生産性の向上を図るとともに、新たな担い手や認定農業者の育成、タケノコなどの地域特産物の活用による高付加価値化、有害鳥獣対策の強化等によって、農業経営の安定・強化を図る必要があります。

さらに、担い手対策として、集落営農のように地域全体で取組を行うことや、農業生産法人を含め地域の担い手による農地利用を推進するかが選択肢として掲げられ、集落営農の推進が提唱されて長年が経過しましたが、地域での営農組織化は困難な状況が伺えます。農地利用を推進するに当たっては、今後、農業委員会との連携のもと就農者・営農者が必要とする情報の発信と支援体制の整備が必要となっています。

有害鳥獣対策については、生息域・行動範囲が拡大しているため、捕獲や防護柵の設置といった各種対策を行っていますが、有害鳥獣への確立した対策がないため被害の軽減に一定の効果はあるものの、更なる強化が必要となっています。

林業については、本町の面積の約7割を占める森林について、木材需要の低迷や輸入材との競合等による採算性の悪化等により、森林所有者の施業意欲の低迷や、林業従事者の高齢化が進み森林の荒廃が進行した結果、森林が持つ多面的機能や風雨などの自然災害に対応する機能低下が危惧され、併せて有害鳥獣の棲み家となっていることから対策が必要となっています。

■ 農家数の推移



資料：千葉農林水産統計年報

鳥獣被害額

鳥獣の種類	被害品目	被害額	被害面積
ニホンザル	水稻、野菜、果樹他	2,710 千円	7.81ha
ニホンジカ	水稻、野菜、タケノコ他	679 千円	2.81ha
イノシシ	水稻、野菜、タケノコ他	5,560 千円	12.51ha
ハクビシン	野菜、果樹他	8 千円	0.02ha
アライグマ	野菜、果樹他	1 千円	0.01ha
その他	野菜、タケノコ他	518 千円	3.54ha

(平成30年度)

資料：農林課

基本方針

- 農業従事者や中核担い手の育成を促進しつつ、企業等の参入を促し、農地の集約化を図り、農地の荒廃を防止するとともに、特産物の流通拠点等への支援に努めます。
- 有害鳥獣対策については、新たな捕獲方法の導入により被害軽減に努めます。
- 森林環境譲与税を有効的に活用するため、計画を策定し災害に強い森林整備を図ります。

施策の体系

2-1 農林業

2-1-1 農業生産基盤の維持・管理

2-1-2 農業後継者、中核的担い手の確保・育成及び生産組織の育成

2-1-3 生産性の向上推進

2-1-4 地域特産物の開発・育成及び流通体制の充実と消費の拡大

2-1-5 有害鳥獣等への対策の強化

2-1-6 計画的な森林の整備や保護と総合利用

2-1-7 特産林産物等の生産振興

▼施策の内容

2-1-1 農業生産基盤の維持・管理

昨今の米価低迷により、生産者の意欲が低迷しているため、補助事業を活用して農業生産基盤を維持・保全し、農業生産環境を良好にするとともに、農地の集約化を図り、農業経営の安定を図ります。

2-1-2 農業後継者、中核的担い手の確保・育成及び生産組織の育成

農業後継者の確保育成を図るとともに、U I J ターン等の就農希望者の掘り起こしを行い新規就農者の育成に努め、各地域の実情に沿った「人・農地プラン」の実質化を推進し、遊休農地の効率的な活用や農地集積の促進に努めます。

2-1-3 生産性の向上推進

農業事務所や関係機関と連携のもと、技術指導や支援体制の強化を図るほか、ほ場の特性を踏まえた耕畜連携による土づくりを推進し、生産性の高いほ場づくりの支援に取り組みます。

2-1-4 地域特産物の開発・育成及び流通体制の充実と消費の拡大

町生産物のブランド化を推進するため、農畜産物の加工体制の充実や、既存加工特産品の生産拡大及び新たな加工特産品の開発を推進し、商品開発や高付加価値化の促進を支援するとともに情報発信に取り組みます。

また、大多喜町都市交流センター「道の駅 たけゆらの里おおたき」や大多喜町養老溪谷観光センター「山の駅 養老溪谷 喜楽里」をはじめ、民間事業者等との連携を強化し、地場産品の消費拡大に努めます。

2-1-5 有害鳥獣等への対策の強化

農作物へ被害をもたらす有害鳥獣の対策については、引き続き猟友会等と連携した被害防止対策に取り組むとともに、地域ぐるみで対策の推進を図ります。また、猿害対策として群れの行動を把握することにより群れごとの捕獲に取り組みます。

山ビル等の対策については、生息地域拡大の要因となる動物（シカ・イノシシ等）の積極的な捕獲と山ビル等の生息しにくい環境の形成を図ります。

2-1-6 計画的な森林の整備や保護と総合利用

森林所有者の意向確認を段階的に進め、森林所有者の合意形成を図りながら、森林環境譲与税を活用し、森林整備を推進するとともに、森林組合等との連携により計画的な森林施業を行い、森林の保全、水源のかん養機能の維持や災害に強い森林整備に努めます。また、森林の資源を有効に活用するため、木質資源の活用方法について調査・研究を進めるとともに、自伐型林業等による新たな林業の担い手育成にも取り組みます。

2-1-7 特用林産物等の生産振興

タケノコやシイタケ等の特用林産物について、生産振興を図るため情報発信を強化し、竹を活用した特産品の開発や育成を図り、特用林産物の更なるブランド化を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
認定農業者数	19人 ▶	22人
鳥獣被害額	9,476千円 ▶	5,685千円
鳥獣被害件数	265件 ▶	159件

■ 現状と課題

本町の商業は、大多喜城下商店街、中野商店街、国道 297 号沿いの商業施設を中心に集積しています。

これまで、街並み整備事業を活用したポケットパークや集客施設の建設、一般住宅等の外観修景を進めてきたほか、商工会を中心としてプレミアム商品券の発行やポイントカード等導入による消費喚起施策を行ってきたことで、事業所数や商品販売額は平成 24 年以降増加傾向にありますが、大型店への顧客流出、少子高齢化、消費者ニーズの多様化・高度化、インターネット等による通信販売の普及等が進むとともに、商業者の高齢化・後継者不足といった課題もあり、本町の商業を取り巻く環境は厳しい状態が続いています。

しかしながら、地域の生活利便性の維持、雇用の確保、交流人口の増加といった点において商業機能を維持・発展させることが不可欠であることから、観光分野等との連携強化や、商業を取り巻く厳しい環境に対応するための支援が必要になっています。

■ 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

年 / 区分	卸売業			小売業		
	事業所数	従業者数	年間販売額	事業所数	従業者数	年間販売額
H14 年	17 事業所	154 人	3,834 百万円	208 事業所	958 人	13,941 百万円
H19 年	25 事業所	219 人	7,560 百万円	179 事業所	857 人	11,168 百万円
H24 年	14 事業所	68 人	1,384 百万円	108 事業所	680 人	9,047 百万円
H26 年	16 事業所	90 人	2,510 百万円	120 事業所	580 人	8,769 百万円
H28 年	17 事業所	112 人	2,118 百万円	113 事業所	606 人	9,881 百万円

資料：商業統計調査（H14 年～ H19 年）、経済センサス（H24 年～）
 （注）商業統計調査（H19 年まで実施）と経済センサス（H21 年より実施）は、調査手法が異なることから時系列比較はできない。

基本方針

- 商店街等の更なる振興に向けプレミアム商品券の発行を継続するとともに、電子化（キャッシュレス化）の普及に努めます。
- 商工会との連携強化及び商工会への支援を継続し、商業団体の強化及び小規模事業者に対する支援の充実を図ります。

施策の体系

2-2 商業

2-2-1 商店街の環境整備【重点】

2-2-2 商業経営の近代化の促進【重点】

2-2-3 商業団体の育成・強化【重点】

▼施策の内容

2-2-1 商店街の環境整備【重点】

大多喜城下商店街においては、街並み整備事業の見直しやポケットパークの修復を進め、より効果的な商店街の環境整備を行うことにより、商店街の魅力向上を目指します。

また、中野商店街においては、観光施設と一体となった中野駅周辺の環境整備を目指します。

2-2-2 商業経営の近代化の促進【重点】

多様化する消費者ニーズへの対応や新しい消費者を獲得するため、地域通貨の導入によるプレミアム商品券の電子化やインターネットの活用などにより商業経営の近代化を図ります。

また、感染症等による緊急事態措置においては、国や県と連携した支援を行います。

2-2-3 商業団体の育成・強化【重点】

商工会と連携し、人材育成、経営支援等を行うことにより、商業団体及び小規模事業者の育成・強化を目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
年間商品販売額	11,998 百万円 ▶	12,064 百万円



大多喜城下商店街

■ 現状と課題

本町では、企業誘致奨励制度による企業誘致及び立地企業の規模拡大への支援、立地企業との連携強化などを通じて工業振興を推進してきましたが、経済のグローバル化や、少子高齢化に伴う国内需要の縮小などにより、平成24年以降工業の事業所数は減少傾向にある一方で、従業員数は増加傾向にあります。

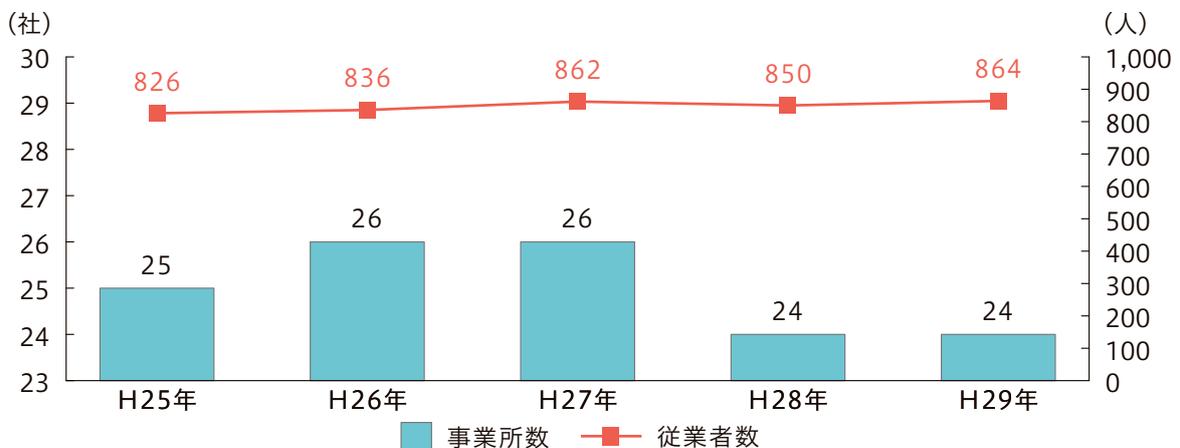
そのため、町と商工会及び企業連絡協議会との連携を強化し、立地企業の経営安定化を支援していくとともに、起業家への支援、特産品や豊富な地域資源等を活用した新たな産業づくり、町内遊休地の把握及び関係機関との連携による企業誘致に向けた取組等を進めることが求められます。

■ 製造品出荷額の推移



資料：工業統計表
(注)従業員4人以上の事業所

■ 製造業事業所数・従業者数の推移



資料：工業統計表

基本方針

- 商工会、企業連絡協議会と連携を図り、既存企業の体質強化を目指します。
- 遊休地を把握し、企業の誘致を目指します。
- 豊富な地域資源を生かした産業づくり、特産品づくりを目指します。

施策の体系

2-3 工業

2-3-1 既存企業の体質強化【重点】

2-3-2 企業の誘致【重点】

2-3-3 産業開発の支援【重点】

▼施策の内容

2-3-1 既存企業の体質強化【重点】

商工会、企業連絡協議会と連携し、経営及び操業環境の安定化に向けた支援などにより、既存企業の体質強化を図ります。

2-3-2 企業の誘致【重点】

工業用地として活用できる遊休地の調査及び企業の求めるニーズの把握に努め、企業の誘致を目指します。

2-3-3 産業開発の支援【重点】

国、県等の産業開発支援制度の周知、活用促進に努め、遊休地や森林・竹林等の地域資源等を生かしたバイオマス産業等新たな産業創出、特産品づくりを目指します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
企業事業所数	24社 ▶	24社（現状維持）
企業従業者数	864人 ▶	864人（現状維持）

■ 現状と課題

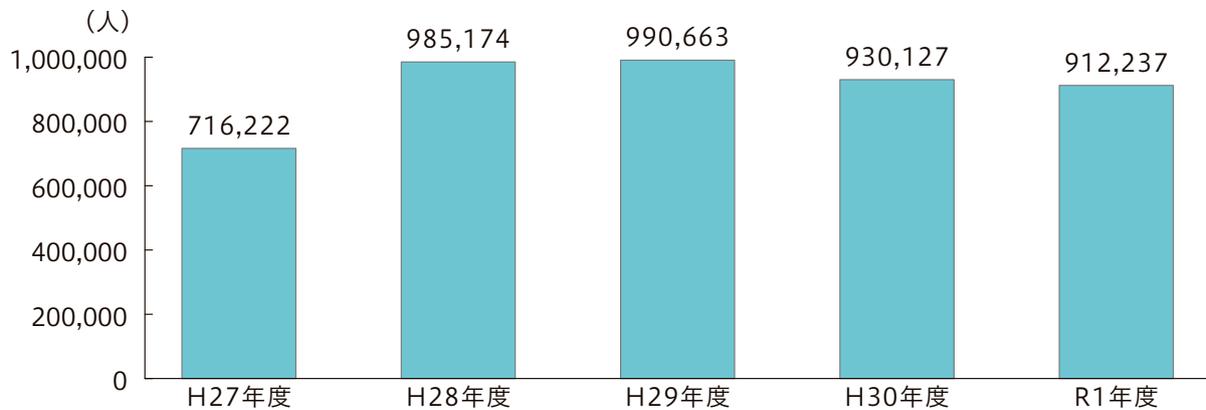
本町は、県立自然公園に指定された養老溪谷、麻綿原高原等の豊かな自然環境や、歴史的価値のある建造物が残る城下町、県民の森、ゴルフ場などのレクリエーション施設、タケノコに代表される特産品など、豊富な観光資源に恵まれています。

このような地域特性を生かし、町営駐車場の整備、街並み整備、観光センターなどの拠点整備、街並み案内人の開設及び体制強化、中房総観光推進ネットワーク協議会や外房観光連盟等による広域連携での観光PR、大多喜町都市交流センター「道の駅 たけゆらの里おおたき」での他産業と連携した観光イベントなどの取組を実施し、観光振興に努めてきました。

本町の人口が減少する中、観光振興による交流人口の増加は、商業・サービス業を中心とした産業の活性化、地元住民との交流機会の増加、新たな雇用の創出などにつながることを期待されます。

本町に多くの観光客を呼び込むためには、観光総合戦略等に基づき、官民協働のまちづくり、ボランティアガイドの体制強化、観光拠点や商業・サービス事業所での人材育成、観光案内看板等の整備、他産業・周辺地域と連携した情報発信や特産品の活用などに取り組むとともに、本町のシンボルである大多喜城の観光資源としての更なる活用について、関係機関等と検討する必要があります。

■ 観光入込客数の推移



資料：商工観光課

基本方針

- 関係団体やボランティアとの協働、観光拠点事業者との連携により、既存観光資源の磨き上げや観光拠点の整備を進めます。
- 近隣市町村や観光関連団体との広域連携の充実を図ります。
- 町をPRする観光関連イベントなどの充実を図ります。

施策の体系

2-4 観光

- 2-4-1 観光客受け入れ基盤の充実・整備【重点】
- 2-4-2 観光・レクリエーション拠点の充実・整備【重点】
- 2-4-3 広域観光体制の充実【重点】
- 2-4-4 祭り・イベント等の充実・活用【重点】
- 2-4-5 PR活動の強化と観光案内板の整備【重点】
- 2-4-6 おもてなしの活動に取り組む団体・個人への支援【重点】
- 2-4-7 観光拠点事業者との連携による観光関連事業の推進【重点】

▼施策の内容

2-4-1 観光客受け入れ基盤の充実・整備【重点】

多様化する観光客のニーズに対応するため、駐車場や公衆トイレなどの充実・整備を図ります。

2-4-2 観光・レクリエーション拠点の充実・整備【重点】

町のシンボルであり観光拠点でもある大多喜城は、関係機関との協議や周辺観光施設との連携により、観光資源として魅力の向上に努めます。

街並み整備については、住民との連携・協働により事業の見直し等を行い、より効果的な整備に努め、観光客の更なる誘客を目指します。

また、新規プロジェクトとしてモミジの植樹を推進し、老川地区や西畑地区の観光・レクリエーション拠点の充実・整備に努めます。

2-4-3 広域観光体制の充実【重点】

近隣市町村、県観光協会、中房総観光推進ネットワーク協議会、外房観光連盟等との広域連携による観光情報の発信に努めます。

2-4-4 祭り・イベント等の充実・活用【重点】

大多喜お城まつり、さくらまつり、もみじまつりなど、魅力あるイベントの開催を観光関連団体等との協働により進めます。

2-4-5 PR活動の強化と観光案内板の整備【重点】

ホームページや観光パンフレットを充実させるほか、老朽化した看板の修繕や新たな看板の設置により、効果的な情報発信とPR活動の強化を図ります。

2-4-6 おもてなしの活動に取り組む団体・個人への支援【重点】

おもてなしの活動に取り組む団体や個人に対する支援の充実に努めます。

2-4-7 観光拠点事業者との連携による観光関連事業の推進【重点】

大多喜町都市交流センター「道の駅 たけゆらの里おおたき」や養老溪谷観光センター「山の駅 養老溪谷 喜楽里」等と連携を図り、たけのこフェアー、もみじまつり等のイベントを充実させ、観光関連事業を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
観光入込客数	912,237人 ▶	957,000人
公衆トイレの設置及び改修か所	0か所 ▶	2か所（5年間の累計）



大多喜お城まつり



養老溪谷

■ 現状と課題

本町では、人口減少が続いていますが、若年層の町外への流出と出生率の低迷がその主因となっています。

住民アンケート調査の結果では、定住促進のために力を注ぐべきこととして「企業誘致等により働く場を増やす」という回答が最も多くなっていることから、雇用の場の確保が求められています。

本町の合計特殊出生率については、全国や千葉県の水準を下回って推移していますが、出生率低迷の背景には、未婚者の増加、晩婚化や晩産化の進行があることから、出生率の改善や定住人口の確保に向けて、住民の結婚を支援する取組を推進していくことが必要となっています。

■ 婚活イベント実施回数・カップル成立数の推移

年度	開催数	参加人数	成立数	成立率
H27年度	1回	24人	4組	33.3%
H28年度	1回	19人	3組	31.6%
	2回	25人	2組	16.0%
H29年度	1回	25人	5組	40.0%
H30年度	1回	34人	6組	35.3%
R1年度	1回	19人	3組	31.6%
1回当たり平均		24人	3.8組	31.5%

資料：企画課

基本方針

- 定住人口の確保に向けて、雇用対策や結婚支援を推進します。

施策の体系

2-5 雇用・結婚

2-5-1 雇用機会の確保と地元就職の促進【重点】

2-5-2 外国人就労者の受け入れの推進

2-5-3 結婚促進のための支援施策の推進【重点】

▼施策の内容

2-5-1 雇用機会の確保と地元就職の促進【重点】

企業誘致等の施策の推進を図り、企業の誘致や規模拡大を推進し、雇用機会の確保を図ります。また、ハローワークや企業連絡協議会、商工会等と連携した就職求人情報の提供やU I Jターンを推進する事業等を活用し、事業者の採用活動の支援等を行うことにより、地元就職やU I Jターンを促進します。

2-5-2 外国人就労者の受け入れの推進

人口減少の影響により、働き手の不足が懸念されていることから、企業への外国人就労者の受け入れ関連施策を推進します。

2-5-3 結婚促進のための支援施策の推進【重点】

男女のそれぞれの魅力を発見、意識できるようなイベントを開催し、継続的な施策を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
婚活支援活動実施回数	1回/年 ▶	2回/年



婚活イベント



婚活イベント

■ 現状と課題

近年、商品・サービスの多様化・複雑化や事業者と消費者の情報格差の拡大、電子商取引の普及等を背景として、偽装・不正表示や悪徳商法、クレジットカードの不正使用など、様々な手口により被害に遭う消費者が増加しています。

このような状況の中、消費生活に関するトラブルを未然に回避するためには、消費者は多様な知識を身に付けておくことが必要であり、自治体には関係機関と連携を図りながら消費者教育や情報提供を実施していくことが求められています。

また、町民が消費トラブルに巻き込まれた際には、問題解決に向け専門的な支援が必要となることから、相談体制の整備充実が求められます。

基本方針

- 町民が安心して消費生活を送れるよう、消費者教育の推進や消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

施策の体系

2-6 消費者

2-6-1 消費者教育・啓発の推進

2-6-2 相談体制の充実

▼ 施策の内容

2-6-1 消費者教育・啓発の推進

消費者セミナー等の開催により、消費をめぐる環境変化に対応した消費者教育を展開するとともに、広報紙やポスター・パンフレット等を活用し、町民の消費者問題に対する意識の啓発に努めます。

2-6-2 相談体制の充実

様々なトラブルの相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。

基本目標 3

生活基盤

～誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる

3-1 土地利用

3-2 住宅・宅地

3-3 公共交通

3-4 道路

3-5 情報通信

3-6 消防・防災

3-7 交通安全・防犯

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

土地は、限られた資源であるとともに、地域づくりの最も基本的な要素であることから、地域の発展のために有効に利用していくことが求められます。

人口減少が続く本町にとって、定住・交流人口の維持・拡大を目指した積極的な土地利用が求められます。

そのため、首都圏中央連絡自動車道をはじめとする広域的な交通ネットワークの整備進展による地域構造の変化に対応するとともに、環境保全と民間事業者による土地利用の総合的な調整に努めながら、町の持続的な発展に資する、将来を見据えた土地利用を推進していく必要があります。

一方、本町では、土地の適正かつ有効な利用を促進するため、地籍調査¹¹に取り組んでいますが、調査面積が広大なため事業の進捗率が低く、完了までに長い年数を要することが懸念されており、大多喜町地籍調査事業計画に基づき早期完了が求められています。

11…地籍調査：地籍とは、土地に関する戸籍のことで、地籍調査とは、一筆（土地登記簿の一区画）ごとの土地の所有者や地番、地目、境界を確認するとともに、面積を測量し、正確な地籍図・地籍簿を作るための調査である。

■ 利用区分ごとの土地利用の推移

区分/年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
田	12.46km ²	12.45km ²	12.44km ²	12.38km ²
畑	3.79km ²	3.79km ²	3.78km ²	3.77km ²
宅地	3.64km ²	3.64km ²	3.65km ²	3.65km ²
池沼	0.28km ²	0.28km ²	0.28km ²	0.29km ²
山林	44.36km ²	44.37km ²	44.26km ²	44.25km ²
原野	14.81km ²	14.80km ²	14.80km ²	14.78km ²
雑種地	5.88km ²	5.89km ²	6.03km ²	6.05km ²
その他	44.65km ²	44.65km ²	44.63km ²	44.70km ²
合計	129.87km ²	129.87km ²	129.87km ²	129.87km ²

(4月1日現在)

資料：総務省土地に関する概要調査報告書

■ 地籍調査進捗状況

町面積①	129.87km ²
調査不要面積②	国有林
要調査面積③=①-②	21.81km ²
調査済面積④	108.06km ²
未調査面積⑤=③-④	22.13km ²
	85.93km ²

(令和2年4月1日現在)

資料：建設課

基本方針

- 環境保全に配慮しながら、町の持続的な発展に効果的な土地利用を推進します。
- 土地の適正かつ有効な利用を推進するため、地籍調査を計画的に推進します。

施策の体系

3-1 土地利用

3-1-1 計画的な土地利用の推進【重点】

3-1-2 有効な土地利用への誘導【重点】

3-1-3 未利用町有地等の活用

3-1-4 地籍調査の推進

▼施策の内容

3-1-1 計画的な土地利用の推進【重点】

本町を取り巻く環境変化を踏まえ、土地利用構想による、土地の有効利用を推進します。

3-1-2 有効な土地利用への誘導【重点】

空き家・空き地バンクの制度を広く周知し、遊休地の把握に努め効果的に土地利用の有効活用を図るとともに、各種法令に基づく規制を勘案しながら、適正な土地利用による環境整備に努めます。

3-1-3 未利用町有地等の活用

現在活用されていない町有地については、活用方法等を検討し、効果的な利用を推進します。

3-1-4 地籍調査の推進

大多喜町地籍調査事業計画に基づき、事業を計画的に推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
地籍調査実施済面積	22.13 km ² ▶	37.62 km ²

■ 現状と課題

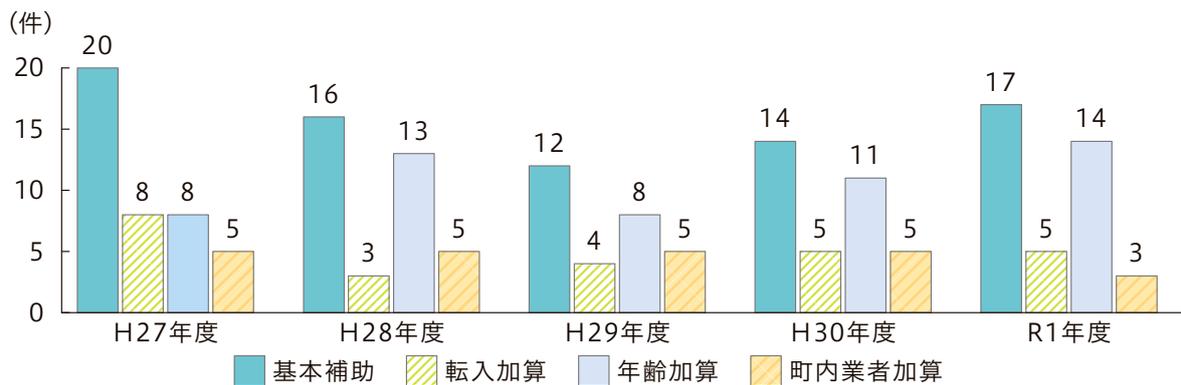
良質な住宅や宅地の確保は、町民の快適な暮らしの基盤となるとともに定住促進に資する重要な取組となっており、住民アンケート調査においても、定住促進のために注力すべきこととして「購入・賃借しやすい住宅や住宅地を整備する」という回答が上位となっています。

本町では、平成8年以降、町内6か所に宅地を整備し、令和2年4月1日現在、81区画が分譲済みですが、未分譲区画があることから、住宅建設や宅地取得に関する支援制度の利用促進を図るなどして、早期に分譲を完了させることが求められます。

町営住宅については、老朽化が進んでおり、計画的な維持・管理に努めるとともに長寿命化を図ることが必要です。

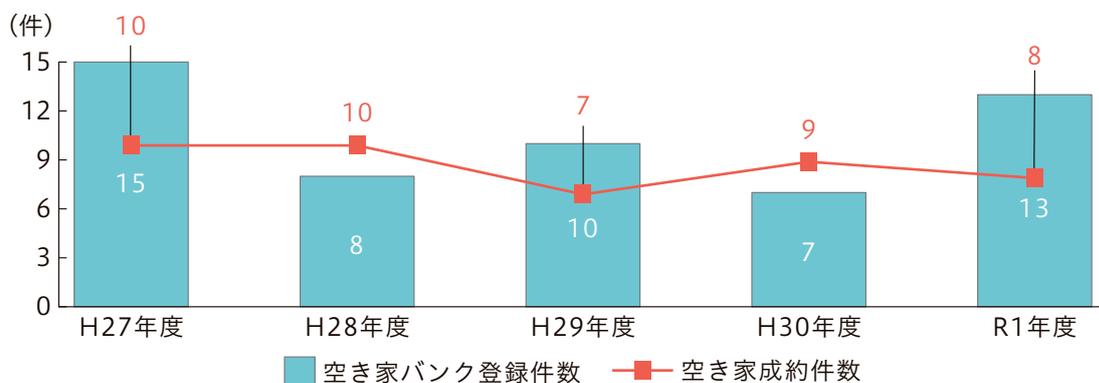
また、移住・定住の促進に向けては、これまで行ってきた住宅建設や宅地取得に関する支援制度、空き家・空き地の活用や移住者の定着支援制度等を、より一層強化することが求められます。さらに、若者の定住化に向けた取組や民間活力の導入による住宅・宅地の整備を図ることが求められます。

■ 定住化対策住宅助成金利用件数の推移



資料：建設課
H27年度は薄い水色が町内資材加算

■ 空き家バンク登録件数・成約件数の推移



資料：企画課

基本方針

- 良好な住環境の創出・保全に努めるとともに、定住を支援する取組の充実を図ります。

施策の体系

3-2 住宅・宅地

3-2-1 分譲地の販売促進【重点】

3-2-2 住宅建設・宅地取得に関する支援制度の利用促進【重点】

3-2-3 住環境拡充の推進【重点】

3-2-4 町営住宅の整備【重点】

3-2-5 空き家・空き地を活用した移住促進【重点】

3-2-6 移住者と地域住民との交流促進【重点】

▼施策の内容

3-2-1 分譲地の販売促進【重点】

各種支援制度の周知や民間活力の活用により、未分譲地の販売促進を図ります。

3-2-2 住宅建設・宅地取得に関する支援制度の利用促進【重点】

住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、町民の転出抑制及び移住者の増加を図ります。

3-2-3 住環境拡充の推進【重点】

住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進するとともに、民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます。

3-2-4 町営住宅の整備【重点】

老朽化が進む町営住宅は、交換時期を迎える施設・設備等について計画的な修繕・改修をすることにより長寿命化を図ります。

3-2-5 空き家・空き地を活用した移住促進【重点】

空き家・空き地情報の収集や所有者に対する空き家提供の働きかけを行い、空き家バンク登録物件数を増加させるとともに、空き家の所有者・利用者それぞれを支援する制度を周知することにより、空き家・空き地を利用した移住者の増加を目指します。

3-2-6 移住者と地域住民との交流促進【重点】

移住者が地域に溶け込めるよう地域住民との橋渡しを行い、双方が快適に暮らせる地域づくりを促進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
未分譲区画数	7 区画 ▶	2 区画
定住化対策住宅助成金（基本補助）の年間利用件数	17 件 ▶	20 件
空き家バンクの年間成約件数	8 件 ▶	10 件



移住相談会

基本目標3

生活基盤
誰もが住みやすい安全・安心・便利なまちをつくる

■ 現状と課題

本町では、公共交通機関として、いすみ鉄道と小湊鉄道が横断し、外房と内房を結んでいるとともに民間事業者による路線バスが運行しているほか、高速バスが東京湾アクアライン経由で本町と東京とを結んでいます。

これらの交通機関は、町民及び観光客の移動手段として活用されていますが、住民アンケート調査の結果を見ると、本町の交通の便に対する住民の満足度は低い状況が続いているため、改善が求められます。

そのため、町内においては、今後更なる少子高齢化の進行を見据え、各地域の状況やニーズに対応した交通体系を整備していくことが必要となっています。

いすみ鉄道については、普通旅客数は維持しているものの、定期旅客は減少が続き、厳しい経営状況が予想されることから、更なる経営努力が求められるとともに、県及び沿線2市2町と連携し、利用促進に係る支援を図っていく必要があります。

路線バスについても、運行地域の人口減少により、利用者の減少が続き採算の確保が厳しい状態にあるため、引き続き路線維持に向けた支援が求められます。

現在検証運転しているデマンド型乗合交通については、交通不便地域における生活の足として重要な交通手段であるため、引き続き利用増のための周知を図り、利用増対策を実施する必要があります。

また、首都圏中央連絡自動車道の整備が進展し、本町と都心との時間距離が短縮されたことから、高速バスの利便性を向上させ、人口の流出抑制や定住・交流人口の流入促進につなげていくことが必要です。

■ 町内路線バス運行路線

1. 市原・牛久方面
2. 市野々・茂原方面
3. 睦沢・一宮方面
4. 佐野・勝浦方面
5. 中野駅・筒森方面
6. 粟又方面
7. 養老溪谷駅方面

資料：企画課



いすみ鉄道

基本方針

- 各種公共交通機関について、交通の維持・確保並びに移住・定住の促進及び交流人口の増加を目的に支援します。

施策の体系

3-3 公共交通

3-3-1 公共交通機関の維持・確保

3-3-2 高速バスの利便性の向上

3-3-3 町内総合交通体系の整備

▼施策の内容

3-3-1 公共交通機関の維持・確保

関係機関と連携しながら、公共交通機関を支援し、その維持に努めるとともに、少子高齢化や地域人口の減少を考慮し、地域の現状に応じた公共交通対策を実施します。

3-3-2 高速バスの利便性の向上

首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインを経由する高速バスについて、利便性の向上を図り、通勤・通学のための利用や観光目的による利用を促進します。

3-3-3 町内総合交通体系の整備

既存の公共交通機関や行政による各種移動サービスの有用性を評価・検証するとともに、交通事業者との連携のもと、地域の状況や住民ニーズに対応した町内の総合交通体系の整備を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
町内路線バス運行路線数	7 路線 ▶	7 路線（現状維持）
デマンド型乗合交通延べ利用者数	650 人/年 ▶	1,080 人/年



高速バス



デマンド型乗合交通

■ 現状と課題

本町の道路網は、令和2年4月1日現在、国道2路線、県道8路線、町道522路線で構成されており、主な幹線道路は、富津市から君津市・養老溪谷を経ていすみ市に至る国道465号が東西軸を形成し、市原市を経由し本町及び勝浦市に至る国道297号が南北軸を形成しています。

また、平成25年に首都圏中央連絡自動車道・市原鶴舞インターチェンジの供用が開始されるなど、神奈川県や東京都からの交通アクセスが改善され、この効果を本町経済の活性化に生かすため、国道297号と国道465号の未供用バイパス部分の整備促進及び主要な県道の未改良部分を早期に改良するための要望を、近隣自治体と連携し積極的に関係機関へ要請していく必要があります。

町道については、幹線道路との関係や安全性・利便性に配慮した整備計画に基づき、計画的に整備を進めることが求められます。

また、町内道路網の整備に取り組む際は、住民の状況やニーズを十分に考慮するとともに、道路インフラの老朽化に伴い維持修繕経費の増加が見込まれることから、長寿命化の観点を踏まえた対応が必要となります。

集落内道路の整備については、整備方針等を定めて地元関係者との調整を図ることが必要です。

■ 規格改良済延長の推移

年度	路線数	実延長	規格改良済延長	規格改良済率
H27年度	520	250,562m	150,256m	59.97%
H28年度	520	250,562m	150,256m	59.97%
H29年度	520	251,769m	146,880m	58.34%
H30年度	520	251,623m	147,233m	58.51%
R1年度	522	251,709m	147,709m	58.68%

資料：建設課

基本方針

- 国・県道の整備促進について、関係自治体等との連携のもと、関係機関に対し積極的に要請します。
- 道路整備計画に基づき、安全で快適な道路網の計画的な整備を推進します。

施策の体系

3-4 道路

- 3-4-1 国・県道の整備促進
- 3-4-2 道路整備計画の推進
- 3-4-3 重要構造物の適切な維持・管理
- 3-4-4 集落内道路の未整備路線の計画的な整備
- 3-4-5 地域住民との協働による維持・管理

▼施策の内容

3-4-1 国・県道の整備促進

国・県道の未整備区間について、関係自治体・機関と連携を取りながら、早期整備を関係機関に積極的に要請します。

3-4-2 道路整備計画の推進

住民からの要望等も踏まえ、全町的な道路整備計画に基づき、町内道路網の整備を計画的に推進します。

3-4-3 重要構造物の適切な維持・管理

橋梁やトンネル等の重要構造物について、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、維持・管理経費の縮減を図るとともに安全性・信頼性を確保します。

3-4-4 集落内道路の未整備路線の計画的な整備

集落内の未整備路線の計画的な整備に向け、関係地区内の合意形成と用地提供の促進を図ります。

3-4-5 地域住民との協働による維持・管理

集落内道路の維持・管理について、地域との協働により維持管理を推進するとともに、幹線道路における維持管理については、隣接土地所有者の協力を得ながら進めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
町道の改良済延長	147,709 m ▶	149,684 m

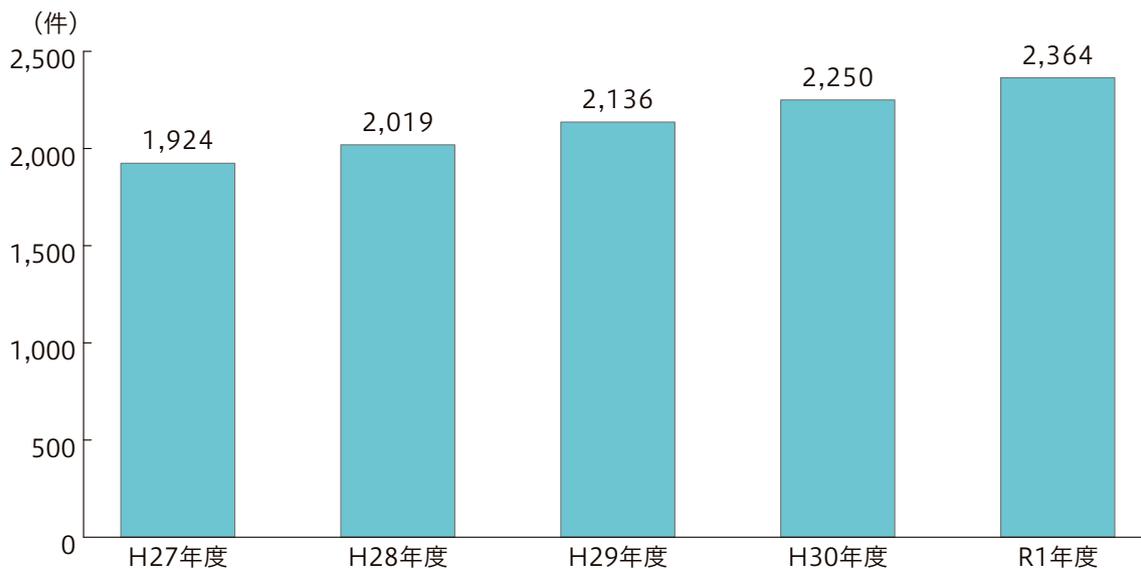
■ 現状と課題

本町では、高度情報化が急速に進んでいる中、町内全域に光ファイバーケーブルを敷設し、事業者による情報通信サービスが提供されていますが、今後は更なる加入者の増加を図るとともに、この情報通信サービスが有効に活用されることが求められます。

高度情報化に対応した人材の育成に向けては、小学校及び中学校に情報教育に適したシステムやソフトウェアを導入し、各学年に応じた目標を設定した上で、理科や総合的学習、各教科における調べもの等に活用しています。また、今後において全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれの端末を持ち、個別最適化学習に取り組むようになることから、児童生徒の理解度に差が生じることのないよう、指導者の習熟度向上に努めることが求められます。

本町では、平成20年から防災行政無線の供用を開始しており、戸別受信機の配備に加え、屋外放送施設を設置しています。令和2年度に移動系の防災行政無線についてデジタル化の更新が完了し、固定系の防災行政無線についても維持・管理をすることが必要です。

■ 光サービス加入件数の推移



資料:企画課

基本方針

- 高度情報化に対応した情報通信環境の整備、人材育成を推進します。
- IT機器の充実と授業における活用を推進し、必要に応じて各小中学校における研修等を充実します。
- 防災行政無線の維持・管理に努めます。

施策の体系

3-5 情報通信

3-5-1 情報通信網を利用した地域情報化の推進

3-5-2 高度情報化に対応した人材の育成

3-5-3 防災行政無線の維持・管理

▼施策の内容

3-5-1 情報通信網を利用した地域情報化の推進

光ファイバーケーブルによる、情報通信サービスの加入率向上に向けた取組を推進します。

3-5-2 高度情報化に対応した人材の育成

学校教育の場において、IT機器の充実と授業における活用を図るとともに指導者の習熟度向上に努め、児童生徒の情報教育能力の向上を促進していきます。

3-5-3 防災行政無線の維持・管理

防災行政無線設備については、定期的なメンテナンスを行うなど適正な維持・管理に努め、固定系システムの改修については、費用対効果に留意しながら計画的に取り組みます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
光ファイバーケーブルによる 情報通信サービスの加入件数	2,364件 ▶	2,700件
防災行政無線の個別受信機設置率	88% ▶	95%

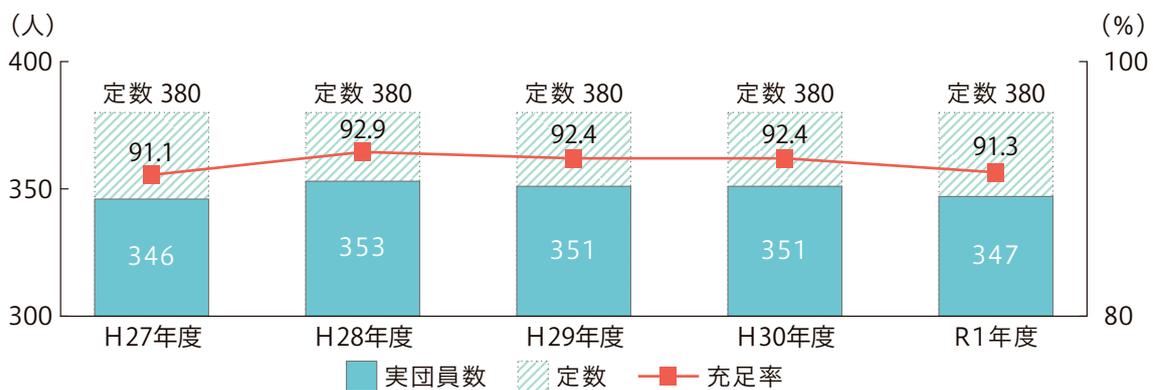
■ 現状と課題

本町では、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び勝浦消防署大多喜分署が設置されているほか、八声地先にドクターヘリ専用の離着陸場が整備されていますが、常備消防・救急体制は、本町の消防・防災施策の基盤となるものであることから、今後、ますます進行する人口減少や今まで以上の高齢化社会となることを踏まえ、常備消防・救急体制の現状維持及び適切な運営方法を検討していく必要があります。

一方、核家族化や若年層の流出、個人の価値観の多様化が進む中で、地域において人と人がつながり、助け合いながら地域をより住みやすくしていこうとする地域社会の機能が低下していることから、地域の防災体制の要である消防団は、従来の地縁に基づく団員確保が難しくなっているほか、日中、活動できる消防団員の不足や幹部役員の後継者不足等が問題となっているため、消防団機能を維持しつつ、組織の再編を進めていく必要があります。また、大規模災害時等に重要な役割を果たす自主防災組織については、令和元年度末で19団体となり組織率は30%となりましたが、設立の促進が求められます。

山間部を中心とした土砂災害への備えとしては、関連法令や大多喜町地域防災計画に基づいて、ソフト・ハード両面から対策に取り組む必要があります。また、調査対象の土砂災害危険か所の216か所（現時点）のうち土砂災害警戒区域等の指定済みが22か所であり、未指定の194か所については、基礎調査が完了していることから、県と連携して区域指定する必要があります。崩壊のおそれのある急傾斜地の急傾斜地崩壊対策事業については、土地所有者等関係者と協議、調整して進める必要があります。

■ 大多喜町消防団員数の推移



資料：総務課

基本方針

- 常備消防・緊急体制の適切な維持・運営により、本町の消防・防災基盤の確立を推進します。
- 消防団機能の確保や自主防災組織の設立促進、防火・防災意識の高揚等により地域防災力の向上を図ります。
- 土砂災害危険か所への対策を推進します。

施策の体系

3-6 消防・防災

3-6-1 常備消防・救急体制の適切な維持・運営

3-6-2 消防団機能の確保

3-6-3 地域防災力の向上

3-6-4 土砂災害危険か所対策の推進

▼施策の内容

3-6-1 常備消防・救急体制の適切な維持・運営

広域連携により整備が完了した常備消防・救急体制について、連携する自治体との協力のもと、適切に維持・運営します。

3-6-2 消防団機能の確保

消防団活動について消防団員の意向を把握し、団員の負担軽減を図り、消防団員の確保とともに、消防施設及び消防機材の適切な維持・管理に努めます。

3-6-3 地域防災力の向上

広大な面積を有する本町において、大規模災害発生時には公的支援（公助）が入るまでは相当な時間を要するため、「自助」、「共助」の考え方を浸透させるために町民の参加する防災訓練を継続して実施するとともに、自主防災組織の設立を引き続き推進し、地域防災力の向上を図ります。

また、地域の実情に合った安全で身近な避難場所や備蓄品を整備するとともに感染症などの緊急事態措置に対応した避難所運営に努めます。

3-6-4 土砂災害危険か所対策の推進

「土砂災害危険か所」として抽出された地域について、「土砂災害警戒区域」についての周知や警戒避難体制の整備に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
消防団員数	347人 ▶	347人(現状維持)
自主防災組織の設置数	19団体 ▶	30団体

■ 現状と課題

本町では、自動車保有台数の増加や首都圏中央連絡自動車道の開通等を背景に、町内の国道等の幹線道路を中心に交通量が増加しており、交通事故発生危険が増していることから、引き続き関係機関と連携した取組や、町道の安全対策施設を随時修繕・更新等を行うことにより、今後も継続して効果的な交通安全対策を講じていく必要があります。

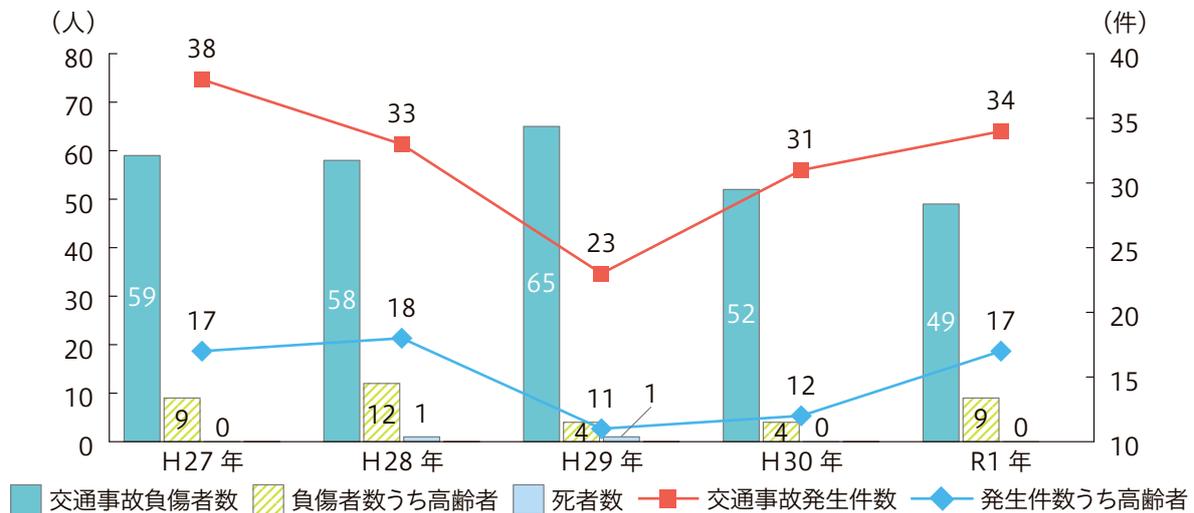
また、高齢化の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加していることから、高齢者への交通安全意識の啓発や運転免許証の返納を推奨することが必要です。

防犯については、社会の多様化や地域のつながりの希薄化、犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっており、特に高齢者を狙った詐欺事件は依然として多くなっています。

そのため、犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等の取組を推進していくとともに、高齢者を狙った特殊詐欺については手口が巧妙化していることから、被害抑制のため、継続した対策を講じる必要があります。

防犯灯については、LED化後の管理体制が100%町となり、地元からの要望か所に対する必要性の見極めが重要であり、大多喜町通学路安全対策協議会からの意見聴取、現地調査等を踏まえ効果的な設置が必要です。

■ 大多喜町交通事故発生件数の推移



資料：千葉県警察

※発生件数は第1当事者又は、第2当事者が高齢者の事故。高齢者同士の事故は1件で計上

基本方針

- 関係機関との連携のもと、啓発活動や施設整備等を推進し、交通事故や犯罪が起きにくい安全・安心なまちをつくります。

施策の体系

3-7 交通安全・防犯

3-7-1 交通安全意識の啓発

3-7-2 交通安全施設の整備

3-7-3 防犯意識の啓発

3-7-4 防犯灯の適正設置

▼施策の内容

3-7-1 交通安全意識の啓発

警察や交通安全協会等の関係機関のもと、交通安全教室や街頭キャンペーンなどの各種行事への協力、高齢者の交通安全意識の啓発及び運転免許証の返納の推奨を継続して実施します。また、運転免許証返納後も移動手段が確保されるよう公共交通機関の活用を推進します。

3-7-2 交通安全施設の整備

町道の交通事故多発地点や危険か所を特定し、住民からの要望も踏まえて、老朽化している区画線や反射板、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の計画的な整備に努めます。

3-7-3 防犯意識の啓発

高齢者を狙った「電話 de 詐欺¹²」についての意識の啓発を図るとともに、特殊詐欺対策電話機の購入費用の助成を継続します。

3-7-4 防犯灯の適正設置

各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認をするとともに通学路については、大多喜町通学路安全対策協議会に諮り、適正配置に努めます。

12…電話 de 詐欺：電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空または他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺の総称のこと。振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の実態を周知するため、平成27年8月、広報用の名称として千葉県では公募により「電話 de 詐欺」と命名された。

成果指標

指標名	現状値	目標値
交通事故発生件数	34件 ▶	30件
防犯灯新規設置件数	2基/年 ▶	2基/年（現状維持）

基本目標 4

生活環境

～豊かな水と緑に囲まれた快適なまちをつくる

4-1 環境保全

4-2 公園・緑地・水辺

4-3 上水道・汚水処理

4-4 環境衛生

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

住民アンケート調査の結果を見ると、今後のまちづくりの方向を「環境保全のまち」とする回答が継続して多くなっており、町民の環境に対する関心は高く、環境保全に向けて様々な課題があります。

そのため、課題の解決に向けて一体的に取り組むことが求められることから、町民や各種団体、事業者、行政等の各主体に期待される役割や行動を明らかにし、各種の施策を総合的に推進していくことが必要です。

また、環境保全として近隣住宅へ影響を及ぼすおそれのある、空き家への対策を実施するとともに、環境に係る各種補助事業については、広報紙やホームページ等により広く周知をしていますが実績が伴っていないのが現状です。

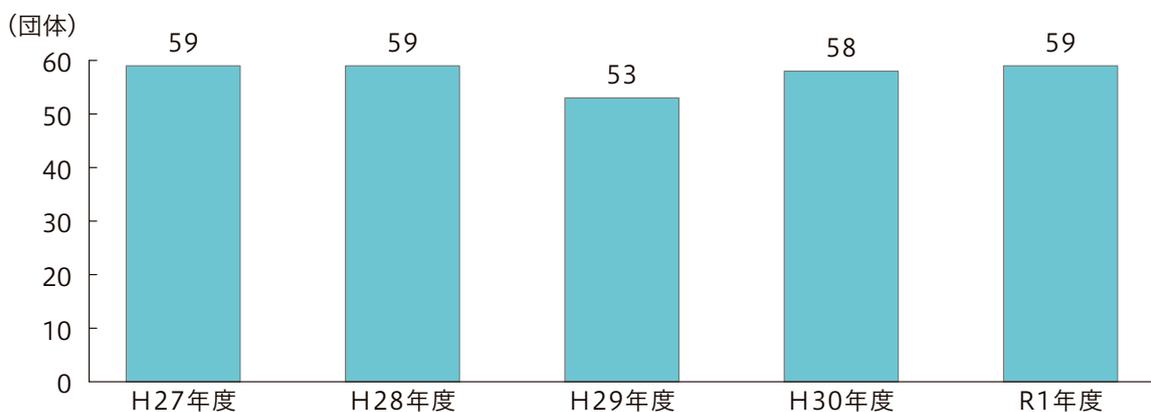
地球温暖化の防止に向けては、低炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、再生可能エネルギーの導入支援等の具体的な取組を計画的に推進していくことが求められます。

身近な環境美化については、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた啓発活動や、ごみゼロ運動や地域の環境美化運動等を展開しているボランティア団体の育成・支援等に取り組む必要があります。

また、平成28年度に制定された「大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の制定に伴い、県の埋立て条例の適用除外をしたことにより大多喜町では面積に関係なくすべての埋立て許可を行うこととなっていることから、同様の取り扱いを行う県内市町村と常に情報共有を図り、慎重な許認可を進めるとともに無許可の違法埋立て及び不法投棄については、引き続き不法投棄監視活動を行い、監視体制を継続する必要があります。

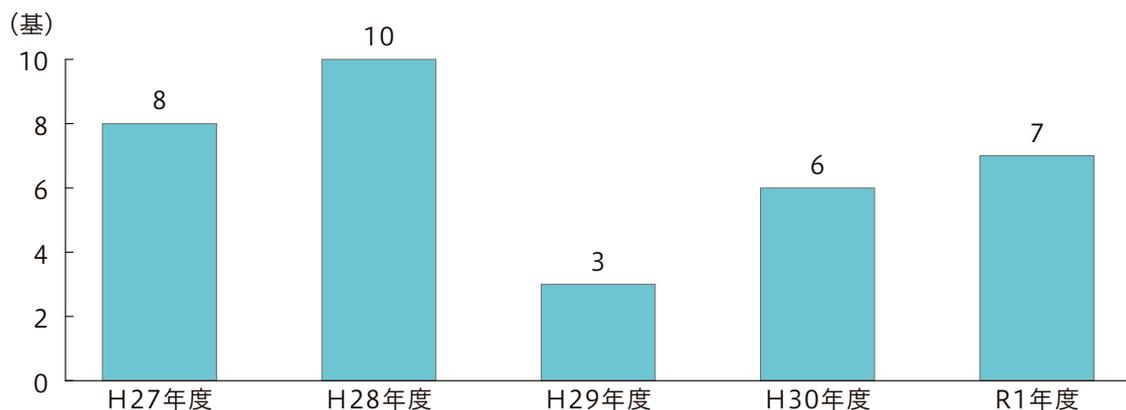
景観については、「房総の小江戸」としての個性的で美しい景観づくりに取り組んでいますが、更に街並みの魅力を高めていくためには、整備対象地域の住民の協力を得ながら、統一的な景観形成に努めるとともに、周辺環境との調和を図るべく適正な規制・誘導を図ることが求められます。

■ ごみゼロ運動参加団体数の推移



資料：環境水道課

住宅用太陽光発電システム設置基数の推移



資料:環境水道課
平成23年度より補助制度創設

基本方針

- 住宅用太陽光発電システムの導入を促進し、地球にやさしい低炭素社会を構築します。
- 埋立て事業による環境汚染や災害を未然に防止するため、関係条例・法令を遵守し住民の安全・安心な生活環境の保全に努めます。
- 大多喜らしい魅力的な景観を形成するため、住民の協力を得ながら街並み整備事業を推進します。

施策の体系

4-1 環境保全

- 4-1-1 環境保全・地球温暖化対策の総合的推進
- 4-1-2 環境美化の推進
- 4-1-3 自然環境の保全
- 4-1-4 水質汚濁等環境問題への適切な対応
- 4-1-5 魅力的な景観の形成

▼施策の内容

4-1-1 環境保全・地球温暖化対策の総合的推進

環境保全としての空き家対策や、低炭素社会づくりに向けた意識の向上を図るとともに、住宅用太陽光発電システムの導入促進に努めます。

4-1-2 環境美化の推進

ごみゼロ運動の推進に努めるとともに、不法投棄問題は、引き続き監視活動を継続して未然防止対策に努めます。

4-1-3 自然環境の保全

埋立て事業により懸念される環境汚染や災害から住民の安全・安心な生活環境を保全するため、許可申請等、引き続き条例・法令に基づき適正な取り扱いを行うとともに、各地区において自然生態系の保全に取り組む体制の整備に努めます。

4-1-4 水質汚濁等環境問題への適切な対応

地下水の水質監視は継続して行う必要があることから、引き続き検査を実施し監視を行うとともに、埋立て事業により懸念される環境汚染や災害から住民の安全・安心な生活環境を保全するため、許可申請等、条例・法令に基づき適正に取り扱います。

4-1-5 魅力的な景観の形成

歴史的景観条例に基づく街並み整備事業の見直しを行い、効果的かつ来訪者を引き付ける美しい景観づくりに努めます。

また、景観行政団体への移行による景観条例の制定に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
住宅用太陽光発電システム設置補助金 (補助金対象拡充を含む)	7基 ▶	10基
ごみゼロ運動参加団体数	59団体 ▶	59団体 (現状維持)
ポイ捨てごみ回収量	3,370kg ▶	3,370kg (現状維持)
景観整備事業補助金交付件数	3件 ▶	5件

基本目標 4

生活環境く豊かな水と緑に囲まれた快適なまちをつくる

■ 現状と課題

公園や緑地、水辺は、憩いの場の提供や景観の形成、交流人口の拡大など、様々な役割を担っており、適切な整備・保全を図ることが求められます。

そのため、市街地や住宅地内の身近な公園や緑地、街路樹等については、管理する施設が多いことから、地域住民の協力を得ながら、計画的に維持・管理に取り組むことが必要です。

町内の緑化については、ボランティア団体や住民との連携のもと、イベントにおいてブルーベリーやモミジ等の苗木を配布するなど、様々な事業に取り組んできましたが、更に住民や事業者の緑化意識の高揚を図り、住民主体の緑化活動を促進していくことが求められます。

粟又の滝めぐり遊歩道や葛藤の中瀬遊歩道など、本町の恵まれた自然と触れ合える施設については、町民のみならず町外の人々の来訪も期待できるため、観光の振興に向けた活用も視野に入れて、関係機関と連携を図りながら、適切な改修・整備を進めることが必要です。

また、小さい子どもが遊べる公園が欲しいという要望が多いことから、子どもが遊べる公園などの整備を進めることが必要です。



ポケットパーク



ポケットパーク

基本方針

- 身近な公園等について、住民との協働により、計画的な維持・管理に努めます。
- 住民の緑化に向けた意識の啓発を図り、緑あふれるまちづくりを推進します。
- 本町の地域資源を生かした公園・緑地・親水空間について、適切な改修・整備を推進します。

施策の体系

4-2 公園・緑地・水辺

4-2-1 身近な公園等の維持・管理の推進

4-2-2 緑化活動の促進

4-2-3 特色ある公園・緑地・親水空間の整備【重点】

▼施策の内容

4-2-1 身近な公園等の維持・管理の推進

市街地や住宅地内の身近な公園や街路樹等について、地域住民との協働による計画的な維持・管理に努めます。

4-2-2 緑化活動の促進

住民や関係団体との協働による緑化活動を促進し、町内の緑の創出・保全に努めます。

4-2-3 特色ある公園・緑地・親水空間の整備【重点】

栗又滝めぐり遊歩道の延伸となる面白峡遊歩道の整備を推進するとともに、子どもが遊べる公園の整備に努めます。

■ 現状と課題

本町の上水道は、面白浄水場は養老川を、横山浄水場は地下水を、大多喜配水場及び八声配水場は南房総広域水道企業団からの受水を水源としており、水道水を安定的に供給する体制が整っています。

人口の減少や節水意識の高揚等により、水の需要が減少し、給水収益が減少しています。

一方、老朽化の進む配水管や施設の更新には多額の経費が必要です。また、平成12年に南房総広域水道企業団からの受水が始まり、5か所あった浄水場のうち3か所を廃止しましたが、廃止した施設すべての取壊しには至っておらず、今後の経営状況を見ながら、当該施設の解体を行わなければなりません。

これらに対応するためには、有収率¹³向上の取組等により、一層の経費削減、収益増加に努め、健全で効率的な事業運営を実施する必要があります。

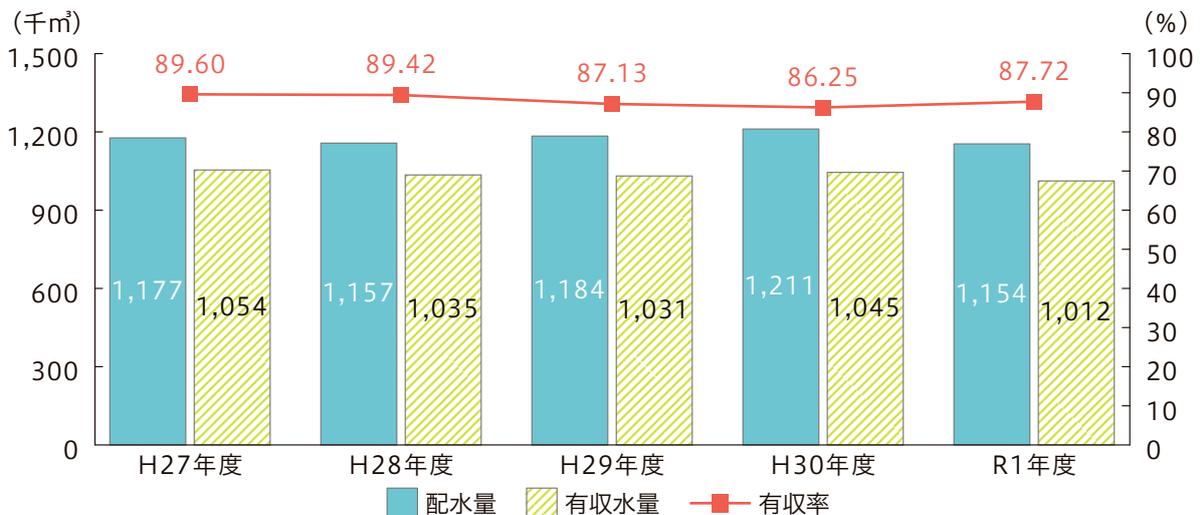
本町の水道料金は、県内他の水道事業体の料金と比べると高料金になっています。このため料金改定は難しく、現行の料金を維持するには一般会計からの高料金対策補助金、県の水道総合対策事業補助金に頼らざるを得ない状況です。さらに、運営基盤の強化、合理的な施設の整備・更新、料金格差の縮小等を図るため、水道事業の広域化に向けて関係水道事業体と協議、検討を行っています。

上水道未普及地域については、必要に応じ大多喜町家庭用飲用井戸等整備事業補助金制度の活用について住民周知が必要です。

汚水処理については、大多喜町汚水適正処理構想に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。合併処理浄化槽の設置については、関係機関と連携し今後も広報紙やホームページ等を活用し、補助金制度の更なる周知を図っていきます。

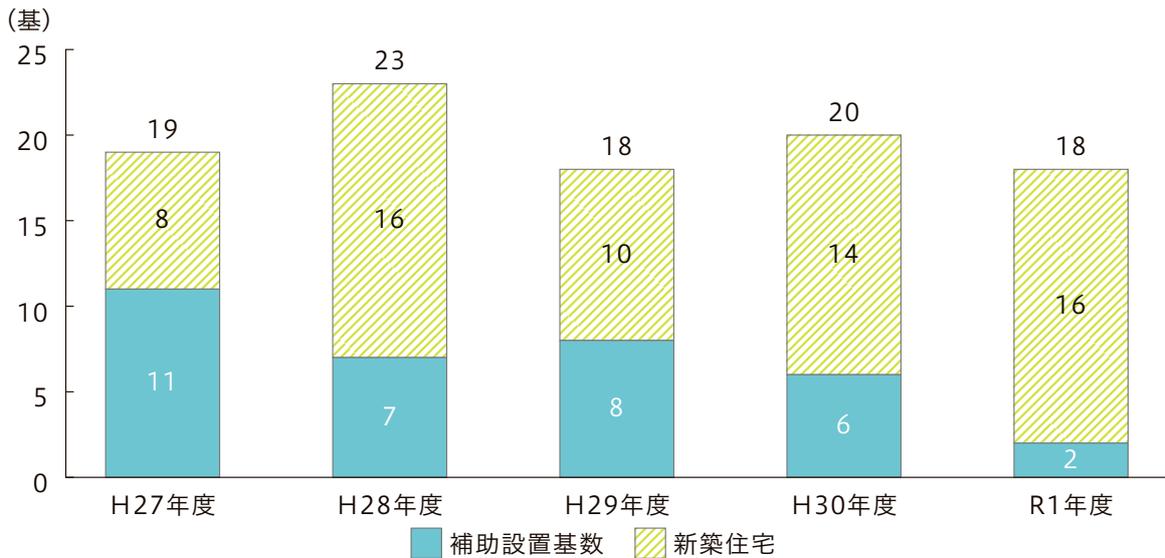
13…有収率：配水した水のうち、水道料金の対象となった水の割合。

■ 有収水量等の推移



資料：環境水道課（水道事業概要）

■ 家庭用合併処理浄化槽設置基数の推移



資料：環境水道課
平成2年度より補助制度創設

基本方針

- 健全な水道事業経営の確立を図り、安全で衛生的な水の安定供給に努めます。
- 合併処理浄化槽の普及による汚水処理を進め、河川等の公共水域の水質保全を図ります。

施策の体系

4-3 上水道・汚水処理

- 4-3-1 水道水の安定供給
- 4-3-2 長期的視野に立った水道施設の整備充実
- 4-3-3 水道事業の健全運営
- 4-3-4 水質管理体制の強化
- 4-3-5 上水道未普及地域への支援
- 4-3-6 合併処理浄化槽の設置促進

▼ 施策の内容

4-3-1 水道水の安定供給

水道水の安定供給のため、今後も現有水源の保全及び南房総広域水道企業団からの計画的な受水に努めるとともに、有収率の向上により効率的な配水を目指します。

4-3-2 長期的視野に立った水道施設の整備充実

建設から50年が経過している面白浄水場の更新を早期に実施するとともに、ほかの老朽化した施設及び配水管の整備を効率的に進めるため、現状を把握し、施設更新・耐震化計画を策定することにより計画的な整備を推進します。

4-3-3 水道事業の健全運営

経営内容の見直しを推進するとともに、より一層の経費削減、経営の合理化・効率化、未収金収納率の向上を図り水道事業の健全運営に努めるとともに、アセットマネジメント（資産管理）¹⁴により、水道資産の効率的な維持・管理、更新を実施します。

4-3-4 水質管理体制の強化

関係機関との連携のもと、水質検査や浄水処理の充実など水質管理体制の強化を図り、安全で良質な水の供給に努めます。

4-3-5 上水道未普及地域への支援

上水道未普及地域に対する生活用水供給施設の設置及び施設改修支援制度の活用促進を図り、上水道区域内世帯との格差是正に努めます。

4-3-6 合併処理浄化槽の設置促進

大多喜町污水適正処理構想に基づき、引き続き合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

14…アセットマネジメント（資産管理）：持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動。

成果指標

指標名	現状値	目標値
有収率	87.72% ▶	90.0%
水道料金収納率	96.49% ▶	97.15%
污水処理人口比率	45.84% ▶	52.53%

基本目標 4

生活環境く豊かな水と緑に囲まれた快適なまちをつくる

■ 現状と課題

本町では、可燃ごみはいすみ市に焼却処理を委託しており、分別収集品目については、「ごみ収集カレンダー」と「ごみの正しい出し方」を配布し、町民の協力を得て分別収集した上で大多喜町環境センター等において資源化を図っています。

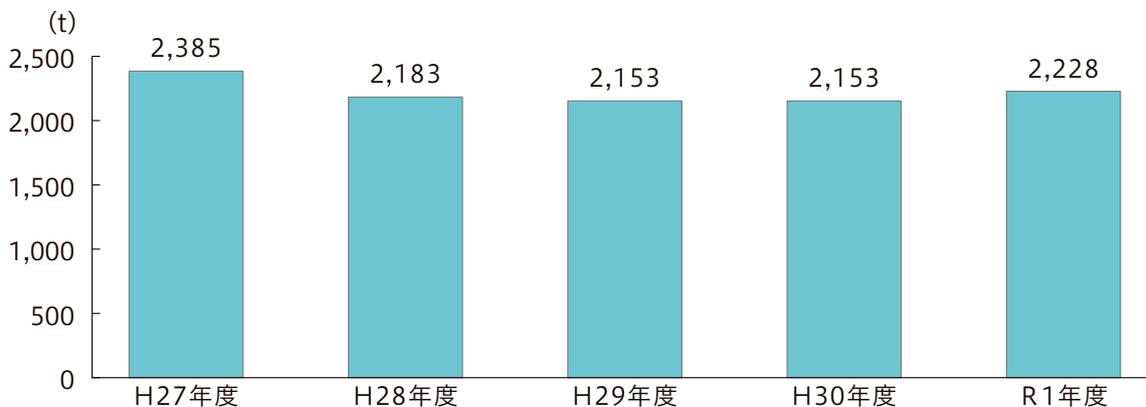
また、ごみの戸別回収の地区が点在しているため、安全面を考慮すると改善する必要があるのに加え、ごみの処理には多額の経費がかかるため、環境負荷低減の観点からも、町民や事業者、行政といった各主体が、ごみの減量化・資源化に向けて、より積極的な取組を進めていくことが求められます。

一方、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で進められていたごみ処理施設の建設中止が決まったことから将来的に本町でごみ処理施設を設置することも視野に入れた検討や、災害ごみの仮置場の設置を進めていく必要があります。

し尿については、環境衛生組合による広域連携により収集・処理体制の維持を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正な維持・管理を指導していくことが必要です。

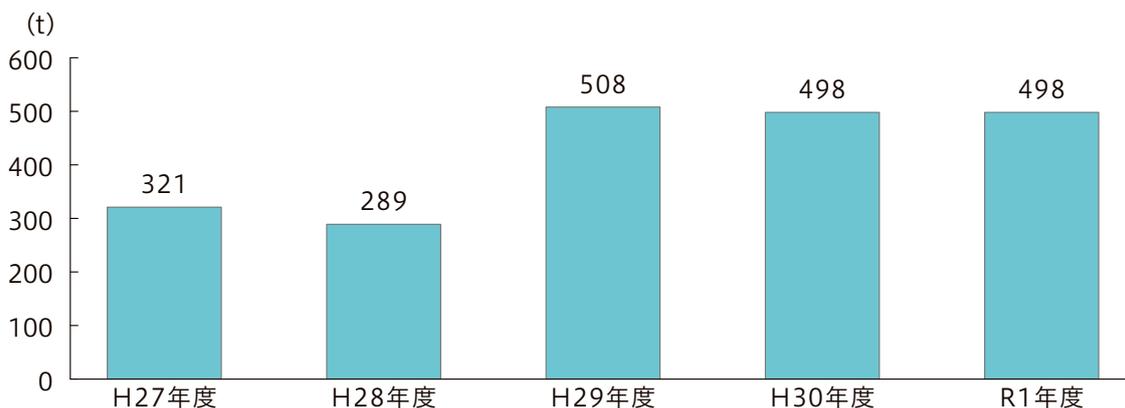
いすみ市とともに運営している斎場については、同市と連携を図りながら、適正な管理に努めるとともに、既存火葬炉設置時に比べ大型化する現代人の体格に合わせ、火葬炉の入れ替えが求められています。

■ ごみ焼却量の推移



資料：環境水道課

■ ごみ資源化量の推移



資料：環境水道課

基本方針

- 環境負荷の低減を目指し、ごみの排出抑制・再利用・再生利用を促進するとともに、きれいな町づくりを推進し、循環型社会の構築を進めます。
- 県や周辺自治体、関係機関と連携のもと、し尿の収集・処理体制の維持や浄化槽の適正な維持・管理指導、斎場の適正管理を推進します。

施策の体系

4-4 環境衛生

4-4-1 ごみの排出抑制・再利用・再生利用の意識の高揚

4-4-2 ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底

4-4-3 災害ごみの仮置場の確保

4-4-4 し尿収集・処理体制の充実

4-4-5 浄化槽の適正な維持・管理指導

4-4-6 斎場の適正管理

▼施策の内容

4-4-1 ごみの排出抑制・再利用・再生利用の意識の高揚

ごみの排出量抑制・再利用への意識高揚を目標に掲げ、広報紙・ホームページ等により住民周知に努めるとともに、生ごみ処理機については、制度の必要性を周知し、普及促進に努めます。

4-4-2 ごみ収集・処理体制の整備と分別の徹底

ごみの戸別回収の地区の見直しを推進するとともに、引き続きごみ処理体制の整備と分別の徹底に努めます。また、広域ごみ処理施設の建設が中止となったことから、ごみ処理施設のあり方について検討します。

4-4-3 災害ごみの仮置場の確保

災害ごみ仮置場の設置に向け、位置、規模、内容等を検討し、設置促進を図ります。

4-4-4 し尿収集・処理体制の充実

し尿処理・収集体制については、夷隅環境衛生組合による広域連携により維持に努めます。

4-4-5 浄化槽の適正な維持・管理指導

県や、関係機関と連携を図りながら、広報紙やホームページによる周知を推進し、浄化槽設置者に対し適切な維持・管理を指導します。

4-4-6 斎場の適正管理

いすみ市との連携のもと、斎場の計画的な維持・管理と効率的な運営に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
一般廃棄物排出量	2,726t ▶	2,484t
ごみ資源化率	18.3% (498t) ▶	19.6% (488t)

基本目標 5

教育・文化
～明日の大多喜を担う人を育むまちをつくる

5-1 子ども教育

5-2 青少年健全育成

5-3 生涯学習

5-4 芸術・文化

5-5 スポーツ

5-6 国際交流・地域間交流

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

子ども教育にあっては、情報化の進展や技術の急速な進歩、グローバル化等により変化の激しい現代にあって、「生きる力」の育成がますます重要になる中、今後は、安全・安心な学習環境のもと、家庭との連携を図るとともに、地域の施設や人材を活用しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を、より一層充実させていくことが求められます。

また、子どもたちが町の歴史や文化に興味を持ち、郷土を愛する心が育つよう、資料の充実や積極的な情報発信に取り組むとともに、保育園から中学校までの英語教育の充実、いじめは犯罪であることの人権意識の啓発、教職員の「働き方改革」の徹底などを図ることが必要です。不登校については、本人の意思を十分に尊重した上で、家庭及び関係機関等と連携し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行うことが必要です。

さらに、G I G Aスクール構想¹⁵の実現に向け、I C T等を利用したソサエティ 5.0¹⁶時代に対応できる教育環境を整備していくことが求められます。

一方、学校施設においては、適切な施設の維持・管理に加え、施設ごとの個別施設計画の作成をすることで、長期的な視点を持って、更新や長寿命化等を着実に実行することが求められます。学校給食センターにおいては、安全で安心な給食の提供をしていくために、施設の老朽化や職員の雇用体制などを含め、今後の事業運営に取り組んでいく必要があります。

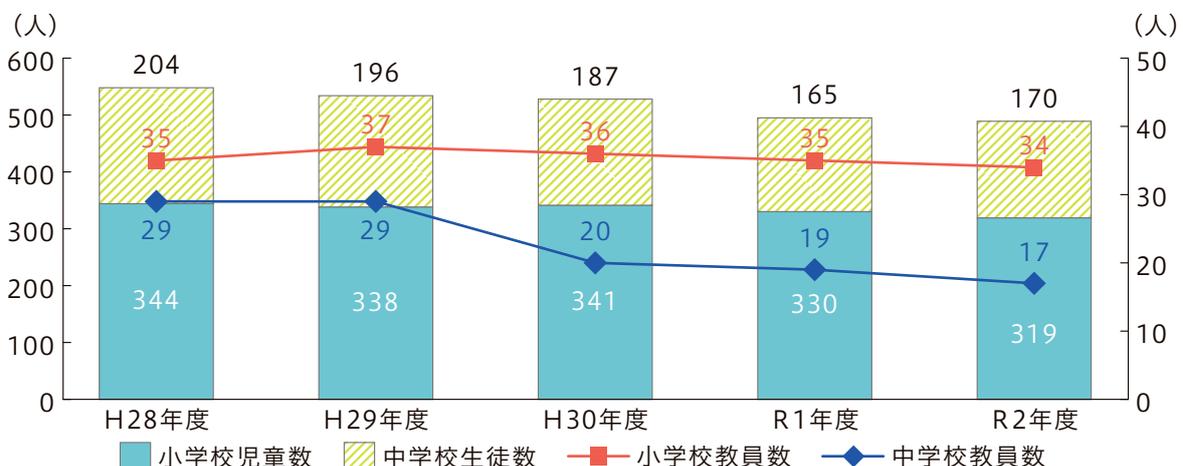
本町には県立高校や大学及び付属中学校が設置されており、地域の教育拠点としてまちづくりや人づくりと密接に結びついていることから、これらの教育機関と連携した子どもの教育の推進が求められます。

一方、人口減少に伴い県立高校の統廃合が推進される中、県立高校の存続に向け、当該高校を核とした地域との協働による高等学校教育改革推進事業の推進を図ります。

15…G I G Aスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰1人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境のこと。

16…ソサエティ 5.0：ソサエティ 5.0(Society5.0)は情報社会(Society4.0)に続くものとして、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として提唱されたもの。

■ 児童生徒数等の推移



(各年度 5月1日時点)
資料：学校基本調査

基本方針

- 保育園から中学校までの英語教育の充実と子どもたちの英語力の向上を図ります。
- 小中学校における人権意識の啓発と実践化に努めます。
- 教職員の「働き方改革」の徹底を推進します。

施策の体系

5-1 子ども教育

- 5-1-1 学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成【重点】
- 5-1-2 時代に合った教育環境の整備【重点】
- 5-1-3 学校の組織運営の充実
- 5-1-4 地域の施設、人材の積極的な活用
- 5-1-5 不登校児童生徒への支援
- 5-1-6 学校関係施設の充実
- 5-1-7 学校給食の充実
- 5-1-8 県立高校の魅力アップへの支援
- 5-1-9 大学など教育機関との連携【重点】

▼施策の内容

5-1-1 学校教育における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成【重点】

グローバル社会への取組の一つとして、英語科におけるコミュニケーション能力（「聞く力」、「話す力」）の向上に努めるとともに、学習サポーター、特別教育支援員等を活用し、すべての児童生徒の基礎学力を確実に定着するように努めます。また、道徳を中心として、学校行事や各教科の時間等、学校教育全体を通じて豊かな心を育成するとともに、児童生徒の基礎体力・運動能力や保健衛生面の意識向上を図り、健康的な生活習慣を身に付けます。

5-1-2 時代に合った教育環境の整備【重点】

ソサエティ 5.0 時代を生きる子どもたちに相応しい創造性を育む学びを実現するため、G I G A スクール構想に基づく I C T 教育の推進に努めます。

また、感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、I C T の活用により子どもたちが家庭においても学習が継続できる環境の整備を進めます。

5-1-3 学校の組織運営の充実

「緊急時における町の連絡体制マニュアル」を随時見直し、非常事態に応じた的確な対応ができるように学校組織体制の充実と教育委員会との連携を強化し、学校危機管理体制の充実を図ります。また、学校における職員間及び学校管理職と教育委員会がしっかり連携を図り、学校における働き方改革を推進し、教職員の資質の向上や、保護者や地域との連携に努めます。

5-1-4 地域の施設、人材の積極的な活用

図書館や体育施設など地域の施設との連携を図り、活用の充実を図ります。また、学校教職員と三育学院大学のALTとの共通理解を図り、英語力の向上に努めるとともに、学習サポーターなどの人材活用や学校施設管理においても、地域の協力をいただきながら推進します。

5-1-5 不登校児童生徒への支援

家庭との連携や児童生徒の理解の向上を図るとともに、県教育委員会とも連携し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや夷隅地区不登校等児童生徒サポートセンター訪問相談担当教員、健康福祉課、児童相談所等による共通理解を進めることで、積極的に解消に努めます。

5-1-6 学校関係施設の充実

快適でゆとりある教育環境の充実をより図るため、引き続き学校施設の整備を推進します。また、新しい教育内容に即した教材、教具の整備充実に努めます。

学校給食センターは、開設から約40年以上経過していることから、職員の雇用体制などを含め、将来的な当該施設の運営体制について見直しを図ります。

5-1-7 学校給食の充実

学校給食に係る衛生管理を一層強化するとともに、児童生徒の健康体質や栄養バランスに配慮した安全で安心な給食の提供に努めます。

5-1-8 県立高校の魅力アップへの支援

高等学校においても、ネイティブな環境で学習できるよう、三育学院大学のALTを派遣し、保育園から小中学校そして高等学校へと継続した英語教育を推進するとともに、町や企業等との連携を図り、地域に根差した高等学校としてキャリア教育を充実します。

5-1-9 大学など教育機関との連携【重点】

三育学院大学や千葉工業大学との連携により、大学が培ってきた広範囲な分野における人的資源等を活用し、特色を生かした講座や実習などを積極的に行うことにより、特色のある地域教育力の向上に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
中3生徒における 英検3級程度の英語保有力率	17.6% ▶	50%

■ 現状と課題

近年、価値観の多様化や家庭の教育力の低下、人間関係の希薄化など、青少年の健全育成や人格形成に影響を及ぼす環境が変化する中、インターネットによる人権侵害や薬物乱用など、青少年が関わる犯罪が複雑化・多様化しています。

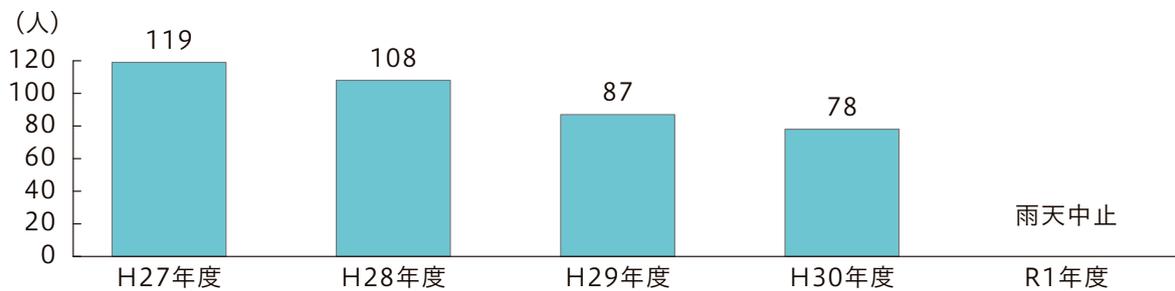
本町では、これまで地域や関係機関と連携を取りながら、スポーツ等のイベントや社会体験活動、清掃美化活動、防犯パトロール等を実施していますが、今後も継続的に活動を実施し、青少年の健全育成に取り組むことが求められます。

また、従来活動を拡充するとともに、青少年同士が活動できる場や直接人と交流したり、地域社会と関わりを持つ機会が少なくなっていることから、青少年の社会性を育成する取組に力を注いでいくことが求められます。

さらに、家庭における子育てや教育を支えることができる地域コミュニティを形成し、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって青少年の健全な育ちを支援する仕組みを確立する必要があります。

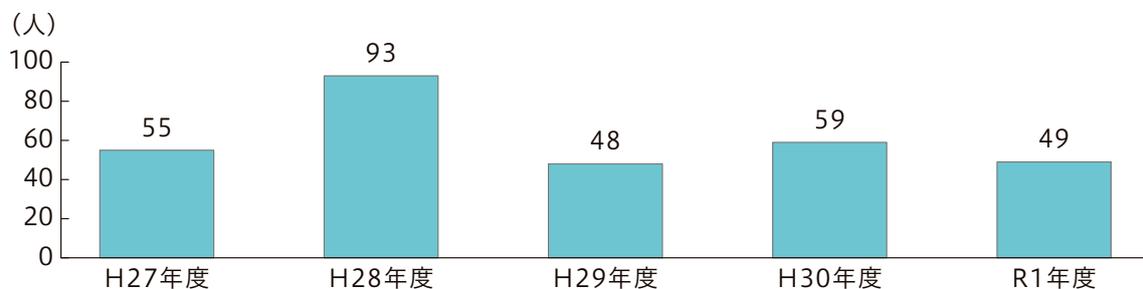
また、青少年健全育成を図るためのスポーツ活動などにおいて参加者の減少傾向がうかがえる中で、保護者の負担や気象の変化に対する配慮等も踏まえた事業の実施が求められています。

■ 青少年つどい大会参加人数の推移



資料：生涯学習課

■ おいでよ子ども体験塾参加人数の推移



資料：生涯学習課

基本方針

- 地域や関係機関が連携して、青少年を取り巻く地域環境の整備をするとともに、社会的に自立できる健全な青少年の育成に努めます。

施策の体系

5-2 青少年健全育成

5-2-1 青少年団体の連携強化

5-2-2 地域の青少年育成機能の向上

▼施策の内容

5-2-1 青少年団体の連携強化

青少年健全育成に取り組む各種団体の活動を支援し、さらに、効果的に活動を展開できるよう、青少年問題協議会を通じて各団体の連携強化を促進します。

5-2-2 地域の青少年育成機能の向上

青少年相談員を中心として地域全体で青少年を育成する体制の強化に努めるとともに、少子化等の影響など子ども会・育成会を休止や解散する地域が見受けられるため、保護者の負担や気象条件の変化に対する配慮等も踏まえ、改めて青少年の健全育成を主眼にスポーツ活動や体験学習などの事業展開を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値
青少年健全育成事業数	5事業 ▶	5事業（現状維持）



おいでよ子ども体験塾



青少年つどい大会

■ 現状と課題

町民が生涯にわたって生きがいを持って充実した人生を送っていくためには、誰もが学びたいときに容易に学びの場を得られる環境の整備が求められます。

本町では、生涯学習活動の拠点となる公民館や図書館の施設改修を進めるなど、生涯学習の環境づくりに努めてきたのに加え、各種団体の協力も得て、多様な生涯学習プログラムの企画・実施に取り組み、町民の生涯学習活動を促進してきました。

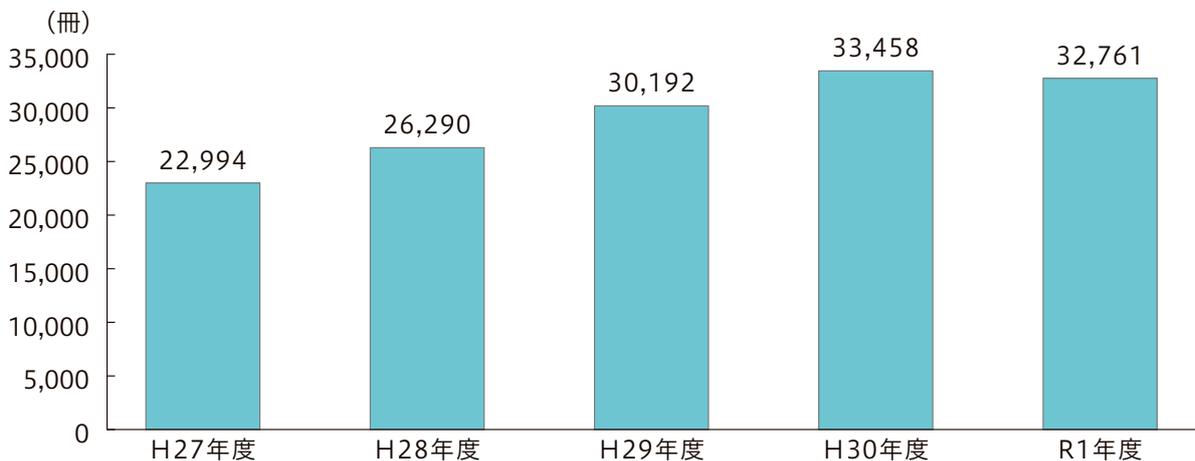
また、今後のまちづくりについては、地域コミュニティの活性化や住民と行政との協働の重要性が増していることから、生涯学習活動の更なる充実や生涯学習に関する情報の効果的な提供、活動団体の支援充実、図書館の機能強化等を図るとともに、幼児から高齢者まで切れ目なく学習活動が展開されるような取組を推進することにより、得られた成果を地域に還元していくことが求められます。

一方、幅広い年齢層に対応した活動拠点として、公民館等の生涯学習施設については、高齢化社会に対応した施設の充実を図る必要があります。

図書館については、蔵書のインターネット検索・予約等による利用サービスの普及を進めるとともに、図書館における若年層ボランティアの人材（読み聞かせ等）の育成など将来を見据えた活動体制づくりを推進していくことが必要です。

また、大多喜町史が平成3年3月に発刊されて以降、元号も令和という新たな時代を迎えた中で改定・補遺等を含め町史編さんに取り組んでいくことが求められています。

■ 図書館本貸出数の推移



資料：生涯学習課

基本方針

- 住民がそれぞれの目的や志向、ライフステージ¹⁷に応じて学習できる環境を整備し、生涯学習活動を活性化します。

17…ライフステージ：人の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等に分けた場合のそれぞれの時期のこと。

施策の体系

5-3 生涯学習

5-3-1 学習機会の提供

5-3-2 生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供

5-3-3 活動団体の支援充実【重点】

5-3-4 子どもの読書活動の推進

5-3-5 図書館の機能強化

5-3-6 生涯学習施設の整備・充実【重点】

5-3-7 大多喜町史の編さん

▼施策の内容

5-3-1 学習機会の提供

住民ニーズを踏まえた学級、講座の内容により、学習活動のきっかけづくりや学習意欲の向上に向けた取組を進めます。

5-3-2 生涯学習活動の活性化に向けた情報の提供

広報紙やホームページ、SNSをとおして発信する生涯学習に関わる情報が住民に行き渡り、住民にとってわかりやすく、役に立つ内容で、有効に活用されるように努めます。

5-3-3 活動団体の支援充実【重点】

生涯学習活動を行う各種団体やグループ等の自立と活動を支援することにより、学習活動の継続に努めます。

5-3-4 子どもの読書活動の推進

子ども読書活動推進計画に基づき、各種事業を展開し子どもが読書に親しむための機会の提供、子どもの自主的な読書活動の推進、読書活動についての啓発活動と推進体制を継続して整備します。

5-3-5 図書館の機能強化

図書資料を適切に収集・保存・整理し、町民が利用しやすい図書館づくりに努めるとともに、蔵書のインターネット検索・予約システムの利用サービス普及と機能強化に努めます。

5-3-6 生涯学習施設の整備・充実【重点】

高齢化社会に対応した施設の改修等を計画的に進め、誰もが利用しやすい生涯学習施設を目指します。

5-3-7 大多喜町史の編さん

現在の町史編さんに当たり基礎となった資料の情報整理、また、今後の町史編さんに当たり必要となる資料の把握と整理を進め、関係識者との連携を図りながら新たな町史編さんに向けた業務の推進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値
公民館延べ利用者数	13,647人 ▶	16,000人
図書館本貸出冊数	32,761冊 ▶	36,000冊



子どもの読書啓発活動

■ 現状と課題

本町では、これまで芸術・文化活動の拠点となる中央公民館の施設・設備の改修や、文化団体連絡協議会を中心に行っている文化祭への支援等により、町民が芸術・文化活動を実践する場や多様な芸術・文化に触れる機会の充実を図ってきました。

今後も、住民ニーズに応じて活動施設を整備充実させるとともに、町民が自らの活動成果を発表する場の拡充や文化行事への町民参加の促進等により、更なる芸術・文化活動の活性化を図ることが求められます。

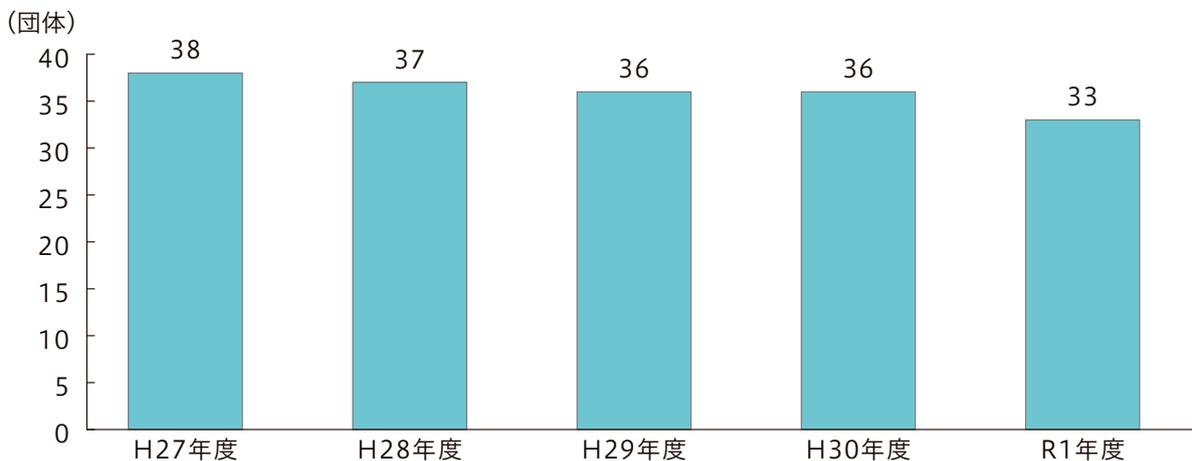
また、少子高齢化が急速に進む中、本町の芸術・文化活動の担い手として期待される各種団体では、会員が高齢化するとともに会員数が減少している団体が多いことから、若年層の加入促進や指導者を中心とした後継者の育成が必要です。

本町には、県下有数の文化財が残されていますが、これを次世代に確実に継承していくために、町民と行政とが一体となって、適切な保護と保存に努めることが求められます。

また、文化財は、町民が郷土に対する誇りと愛着を創出するものであるとともに、観光客を引き付ける地域資源であることから、町の内外に効果的に発信し、戦略的に活用していく必要があります。

千葉県立中央博物館大多喜城分館については、千葉県の公の施設の見直し方針等により、地元自治体における有効活用に向けた協議の要望が示されていることから、その内容も視野に入れながら、重要な文化資産、また貴重な地域資源として幅広い保護・活用が求められます。

■ 文化団体数の推移



資料：生涯学習課

基本方針

- 芸術・文化団体への支援や活動環境の整備により、芸術・文化活動の活性化を支援します。
- 文化財を適切に保護・保存するとともに、まちづくりに有効に活用します。

施策の体系

5-4 芸術・文化

5-4-1 学習グループ・団体活動への支援充実【重点】

5-4-2 文化資産の保護・活用

▼施策の内容

5-4-1 学習グループ・団体活動への支援充実【重点】

文化団体連絡協議会を支援することで、文化祭等のイベントを支援し、活動の充実を図るとともに、文化団体会員の高齢化により会員数が減少しているため、活動団体の育成や若年層を中心に会員の加入促進に努めます。

5-4-2 文化資産の保護・活用

無形文化財保存団体の育成及び後継者確保の支援を行い次世代への継承を図るとともに、千葉県立中央博物館大多喜城分館の保護・活用について千葉県との協議調整を図りながら、町のシンボルとしての有効活用を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
文化団体数	33 団体 ▶	33 団体（現状維持）



大多喜町文化祭



大多喜町文化祭

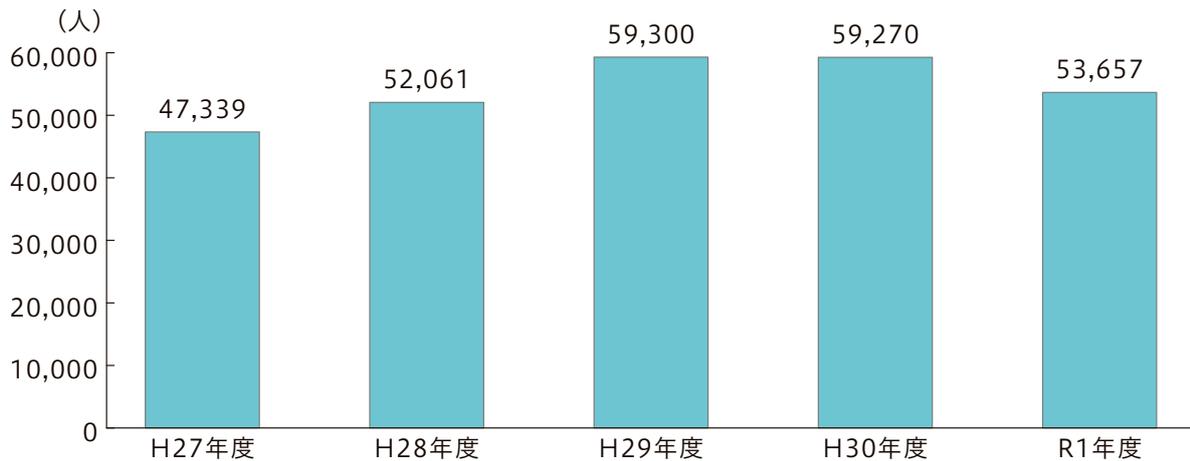
■ 現状と課題

近年の健康を取り巻く社会状況の変化とともに健康に対する意識が高まるなか、町民のスポーツを通じた健康づくりへの関心が高まっており、町民がスポーツをより身近なものとして実践できるよう、スポーツ活動に触れ合う機会を拡充する必要があります。

本町では、海洋センターや野球場、テニスコート、総合グラウンド等でスポーツ活動が行われているのに加え、学校施設を開放することにより、町民が身近にスポーツに親しめる環境を整えてきました。

そのため、体育協会やスポーツ推進委員、スポーツ関連団体等と連携し、幅広い年代が参加できる各種のスポーツ教室や大会等を実施し、町民がスポーツ活動を実践する機会を提供していますが、今後も、スポーツ施設の維持・管理や指導者等の育成に努めることにより、スポーツ活動の基盤を充実させるとともに、スポーツ活動に取り組む人の裾野を拡大していくことが求められます。

■ 体育施設利用者数の推移



資料：生涯学習課

基本方針

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を整え、町民のスポーツ活動を活性化します。

施策の体系

5-5 スポーツ

5-5-1 指導者の育成

5-5-2 スポーツ活動の場の充実

▼施策の内容

5-5-1 指導者の育成

指導者講習会等を実施し、指導者の育成を推進することにより、町民が適切な指導を受けられる基盤を整備し、スポーツ活動への参加者拡大を図ります。

5-5-2 スポーツ活動の場の充実

町民がいつでも快適に多様なスポーツ活動に取り組めるよう、補助金などを活用しながら各種スポーツ施設の機能強化や維持・管理、学校施設の開放を推進するとともに、利用促進を図ります。また、1日や半日で実施できる教室や体験会の充実を図り、子どもや親の負担が少なく参加できるようなスポーツ活動を推進します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
体育施設延べ利用者数	53,657人 ▶	60,000人



ジュニアスポーツ教室

■ 現状と課題

近年、経済のグローバル化や情報技術・交通手段の発達に伴い、地方においても外国人と交流する機会が増加していることから、国際交流協会を中心に、教育、文化、スポーツ、経済など様々な分野における国際交流事業を展開してきたのに加え、姉妹都市メキシコ・クエルナバカ市や「いすみ鉄道」と「台湾集集線」の姉妹鉄道の提携をきっかけとして台湾・集集鎮との交流にも取り組んできました。

本町では、保育園から中学校まで三育学院大学のALT講師や外国語教育支援アドバイザーと連携を図り、発達段階に応じた英語教育を推進することで国際感覚に富んだ人材の育成も積極的に行っています。

また、町内在住の外国人が快適に生活できる環境づくりや国際化に対応した人材の育成、外国人観光客の誘致拡大に向けて、国際交流活動において中心的役割を担う国際交流協会の支援や子どもの英語教育の継続、町内の案内標識の外国語表記等を実施していくことが求められます。

一方で、国内他地域との地域間交流は、産業振興や子どもの社会性の育成等に効果が期待され、イベント参加による連携やスポーツ等を通じた交流活動など継続して実施していくとともに、更に地域間交流の充実を図ることにより、まちづくりや人づくりに生かしていくことが求められています。

基本方針

- 国際交流や地域間交流を促進し、まちづくりや人づくりに生かします。
- 現在交流のある地域間交流をより充実させ、更なる連携の強化を図ります。
- 三育学院大学講師や外国語教育支援アドバイザーと連携を密にして、保育園・小中学校、更に高等学校も含め一貫した英語教育の充実を図ります。



メキシコとの友好記念碑



メキシコ大使館との交流会

施策の体系

5-6 国際交流・地域間交流

- 5-6-1 国際交流の促進
- 5-6-2 外国人観光客に配慮した環境づくり【重点】
- 5-6-3 国際感覚に富んだ人材の育成
- 5-6-4 多文化共生社会の推進【重点】
- 5-6-5 地域間交流の促進【重点】

▼施策の内容

5-6-1 国際交流の促進

国際交流活動の中心となる国際交流協会による事業を積極的に支援し、国際交流活動の内容充実を図ります。

5-6-2 外国人観光客に配慮した環境づくり【重点】

外国人観光客による町内観光施設・宿泊施設の利用を促進するため、外国語表記による案内標識や観光パンフレットを整備するなど、外国人観光客に配慮した環境づくりを推進します。

5-6-3 国際感覚に富んだ人材の育成

三育学院大学講師や外国語教育支援アドバイザーと連携を密にして、保育園・小中学校、更に高等学校も含め一貫した外国語教育の充実を図ります。

5-6-4 多文化共生社会の推進【重点】

外国人が本町で安心して暮らしていくことができるよう、必要となる生活情報や行政情報の提供に努めるとともに、言葉や生活習慣などの文化を超えて、地域社会の一員として暮らしていくための相互理解を深める取組を支援します。

5-6-5 地域間交流の促進【重点】

県外の自治体や商工・観光関連団体等との地域間交流イベントの定期的な参加を継続しPR活動を充実させることにより、交流人口を拡大し、地域の活性化を図ります。

また、近隣自治体と連携し開催しているスポーツ等のイベント参加者の減少傾向が見受けられるため、実施時期や内容を精査し、地域間交流への参加の促進を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値
産業振興イベントへの参加回数	2回/年 ▶	2回/年（現状維持）

基本目標 6

健康・福祉

～ 支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる

6-1 子育て環境

6-2 保健・医療

6-3 高齢者福祉

6-4 地域福祉

6-5 障がい者福祉

6-6 社会保障

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



■ 現状と課題

近年、核家族の増加や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や地域住民から子育てに対する支援を得ることが困難な状況になるなど、子育て環境は大きく変化しており、地域の実情に合わせて子育て支援施策を充実していくことが求められています。

本町では、保育園2園において、待機児童を発生させることなく保育需要に対応してきたのに加え、三育学院大学と連携した英語教室を実施するなど、特色ある保育を展開してきましたが、子育て世代からは、更なる保育内容の充実や病児病後児保育などの保育サービスの提供が求められています。

また、子育て家庭に対する経済的支援や育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進していくことが求められます。

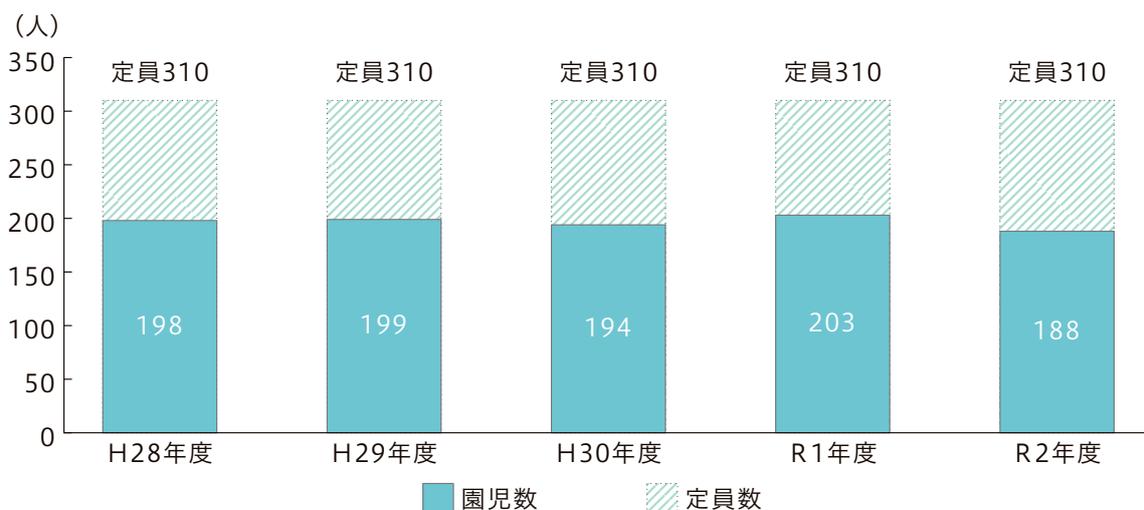
子育て環境の整備については、福祉の充実や将来を担う人材育成の観点はもとより、人口減少が続く本町においては、定住促進に向けても重要な意義を有することから、今後も住民ニーズに応じて更に子育て支援施策の充実を図っていく必要があります。

また、人口は減少傾向にあるものの、働き方が多種多様となり3歳未満児の保育園の利用希望や休日保育の利用などが増加傾向にあることから、保育ニーズに合わせた運営体制を整えていく必要があるとともに、保護者が一緒に過ごす時間を確保することも必要となっています。

子育て世代の経済的支援については、出産祝金を実施していますが、経済的支援が一時的なものであるため、ニーズに合った、新たな支援が必要となっています。

子育て環境については、家族形態の多様化や子どもを取り巻く環境により、児童虐待等が懸念されていることから、子どもへの見守りを強化し、母子が地域で孤立することなく子育てできるような地域づくりが必要となっています。

■ 保育園の園児数の推移



資料：教育課

基本方針

- 多種多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの継続的な提供に努めるとともに、保護者と一緒に過ごす時間の大切さについて周知を図ります。
- 保育園、小学校、中学校、高等学校と連携を図り、学びの連続性の確保に努めます。
- 子育て支援センターで、子育て相談や支援など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施するとともに、子育て家庭の負担軽減に努め、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図ります。

施策の体系

6-1 子育て環境

6-1-1 保育サービスの充実【重点】

6-1-2 特色ある保育の実施【重点】

6-1-3 子育て家庭の負担軽減【重点】

6-1-4 子育て支援環境の整備【重点】

6-1-5 児童虐待の防止への支援

▼施策の内容

6-1-1 保育サービスの充実【重点】

多種多様化する保育ニーズに対応した一定の保育サービスを提供するとともに、今後も職員の知識や能力の向上を図り、保育サービスの向上を図ります。また、病児病後児保育を実現するため、医療機関との連携協議を進めます。

6-1-2 特色ある保育の実施【重点】

保育園、小学校、中学校、高等学校まで英語教育を継続的に実施し、学びの連続性の確保を促進します。また、幼児教育では、英語教室、サッカー教室やリトミック¹⁸などを取り入れる等語学力と体力の向上を図り、幼児期からの学習機会拡大に努めます。園外保育を積極的に実施し、様々な人との交流や体験を通じて、自ら考え、判断し、表現できる人間性豊かな子どもを育てることを目指します。

6-1-3 子育て家庭の負担軽減【重点】

今後も、子育て家庭の経済的負担の軽減に向けてニーズを把握しながら引き続き支援を行うとともに、出産祝金制度に加え、子どもの入学時など成長の節目に合わせた支援に努めます。

18…リトミック：楽しく音楽と触れ合いながら、基本的な音楽能力を伸ばすとともに、身体的、感覚的、知的にも、これから受ける教育を十分に吸収し、それらを足がかりに大きく育つために、子どもたちが個々に持っている「潜在的な基礎能力」の発達を促す教育のこと。

6-1-4 子育て支援環境の整備【重点】

子育て支援センターで、子育て相談や支援、親の育児力の強化など、育児不安の解消に向けた様々な取組を継続的に実施し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図ります。また、放課後児童クラブについては、利用者のニーズが年々高まっており、施設の確保を進めるとともに、実施に際しての安全や指導員の確保に努め、利用者へのサービスの向上や経費削減を図るため、民間委託などを含めた運営体制の見直しを図ります。

6-1-5 児童虐待の防止への支援

支援が必要な家庭に訪問等を行うとともに、関係機関と連携し、子どもの見守りを強化することで、児童虐待を防止します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
子育て支援センター年間延べ利用者数	814人 ▶	814人（現状維持）



保育園の様子



保育園の様子

基本目標 6

健康・福祉（支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる

■ 現状と課題

町民の高齢者の平均自立期間¹⁹を見ると、女性では県平均よりも長くなっていますが、男性は短い状況です。また、特定健康診査の受診率が40%と県平均より低いのに加え、国民健康保険医療費では、慢性腎不全や糖尿病など生活習慣病に関連した疾患にかかる医療費の割合が増加しています。

急速に高齢化が進む中で、更に健康寿命を延伸していくためには、健康診査や各種疾病の検診（以下、「健（検）診」と表記します。）の受診率の向上に努めるとともに、保健医療データの分析に基づいた、効果的な保健事業を展開する必要があります。また、併せて、住民の主体的な健康づくりへの取組も推進していくことが求められます。

本町には、6つの医療機関がありますが、立地する地域に偏りがあるほか、小児科や産婦人科の専門医療機関がなく、休日・夜間や災害時の体制も十分とは言えない状況です。

住民アンケート調査の結果を見ると、「保健・医療体制」が、継続して最も重要度が高い項目となっていることから、近隣市町村や関係機関と連携し、医療体制整備を進めていくことが求められます。

母子保健については、子育て世代包括支援センターの機能を生かし、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を行う必要があります。また、支援が必要な家庭が増加しているため、関係専門機関との連携により、個々の状況に応じた適切な支援を行っていくことが求められます。

感染症対策については、感染症予防知識の啓発を図り、感染症予防と早期対応に努めるなど、新たなウイルスによる感染症の対策なども必要となっています。

19…平均自立期間：65歳以上の介護を必要としない期間。

■ 65歳平均自立期間（H28年）

	男性	女性
大多喜町	17.77年	21.59年
千葉県	17.80年	20.61年

資料：千葉県

基本方針

- 健康の維持増進、疾病の重症化予防により、住民のQOL（生活の質）²⁰の向上を目指すとともに、自助、共助、公助による「健康な生き方」ができる町に向かって支援します。
 - 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことで、子どもの成長発達を見守り、支援していくとともに、安心して育児ができる環境づくりを目指します。
- 20…QOL（生活の質）：Quality of Life（クオリティ オブ ライフ）の略で、人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているかを尺度としてとらえる概念のこと。

施策の体系

6-2 保健・医療

- 6-2-1 健（検）診受診率の向上【重点】
- 6-2-2 生活習慣病の重症化防止【重点】
- 6-2-3 住民の主体的な健康増進活動の支援【重点】
- 6-2-4 ボランティアとの協働による健康なまちづくりの推進【重点】
- 6-2-5 医療体制の整備の強化【重点】
- 6-2-6 母子保健活動の充実【重点】
- 6-2-7 感染症予防の推進

▼施策の内容

6-2-1 健（検）診受診率の向上【重点】

健康寿命の延伸及び住民のQOLの向上のために、健（検）診の必要性を広く啓発し、受診率の向上を図るとともに、受診しやすく、メリットを感じられるような健（検）診を実施し、受診率向上を目指します。

また、健（検）診受診率の向上により、町民全体の健康意識が向上し、主体的な健康増進活動につながります。

6-2-2 生活習慣病の重症化防止【重点】

健（検）診での検査結果や保健医療データを生かし、ターゲットを絞って生活習慣病の重症化予防を支援するとともに、地区集会所等に出向き、町民に広く生活習慣病予防のための知識の普及を行います。

6-2-3 住民の主体的な健康増進活動の支援【重点】

町民が主体的かつ継続的に健康づくりを実践できるよう、町民に健康増進活動を行う仲間づくりを促すとともに、組織化されたグループ等が継続的に活動できるよう町として必要な支援をします。

6-2-4 ボランティアとの協働による健康なまちづくりの推進【重点】

誰もが住み慣れた地域において健康で充実した生活を送れるようにするため、食生活改善推進員や介護予防ボランティア等を養成し、ボランティアとの協働による健康なまちづくりを目指します。

6-2-5 医療体制の整備の強化【重点】

この地域にある医療資源を最大限に生かし、町民の方々にとって必要な医療が受けられるよう、他市町や関係機関と連携し、医療体制を整備するとともに、小児医療については、近隣市町や医師会、医療機関等と協議を行い、今ある社会資源を最大限生かせるような体制づくりに努めます。

6-2-6 母子保健活動の充実【重点】

子ども・子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。

また、子育て世代包括支援センターの総合的相談支援の機能を発揮し、特に支援が必要な家庭には関係機関と連携し、個々の状況に応じたきめ細かい支援を実施します。

6-2-7 感染症予防の推進

感染症予防知識の啓発や各種予防接種の適切な実施により、感染症予防と早期対応に努めるとともに、新型ウイルスなど新たな感染症に対する予防対策を図ります。

成果指標

指標名	現状値	目標値
特定健診の受診率	40.0% ▶	60%
特定保健指導の実施率	45.8% ▶	60%

基本目標 6

健康・福祉（支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる

■ 現状と課題

本町では、急速な高齢化が進んでおり、団塊の世代が後期高齢者²¹となる令和7年には、高齢化率は48.6%（国立社会保障・人口問題研究所平成30年推計）に達する見込みであり、高齢者数や要介護者数は、令和7年までは増加を続けることが予想されています。

そのため、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢化のニーズに対応した高齢者保健福祉施設の確保や介護予防事業の推進体制の充実、地域において助け合い支え合う環境づくり等を推進していく必要があります。

また、広域型特別養護老人ホームについては、令和4年4月開設予定であり、ほかのニーズの高いサービス等については、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの充実に努めます。

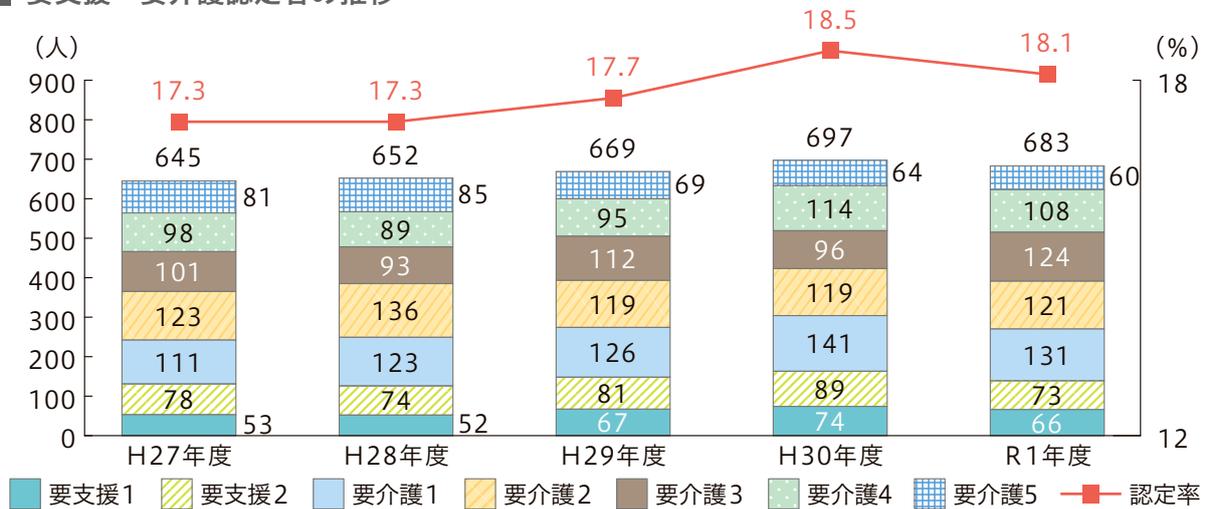
さらに、在宅生活を支援する外出支援サービスや緊急通報装置の貸与等のサービスを見直しながら継続して実施していく必要があります。

明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者の健康づくりを推進することにより、健康寿命の延伸を図ることが求められます。

また、公共施設等のバリアフリー化を普及・推進するとともに、高齢者の社会参画活動や生きがいづくりを促進していくことが必要です。

21…後期高齢者：高齢者のうち、75歳以上の人のこと。

■ 要支援・要介護認定者の推移



資料：健康福祉課

基本方針

- 各種介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスを安定的に提供するためのサービス提供事業所の確保に取り組みます。
- 高齢期を健康で生きがいを持って自立した生活ができるよう、高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。

施策の体系

6-3 高齢者福祉

6-3-1 高齢者保健福祉施設・機能の整備充実【重点】

6-3-2 介護予防事業の推進【重点】

6-3-3 サービスを提供する人材の確保【重点】

6-3-4 高齢者の健康寿命の延伸【重点】

6-3-5 高齢者の社会参加の促進【重点】

▼施策の内容

6-3-1 高齢者保健福祉施設・機能の整備充実【重点】

高齢者のニーズの高いサービス等については、近隣施設等の状況を踏まえながら高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づきサービスの充実に努めます。

6-3-2 介護予防事業の推進【重点】

地域包括支援センターの職員のスキルアップを図るとともに、現在実施している介護予防事業について事業効果等を毎年検証し、より効果を高められるように取り組みます。

6-3-3 サービスを提供する人材の確保【重点】

地域やボランティアによる高齢者支援体制の確立に向けた取組を推進していくとともに、新たにボランティア活動に参加する人材の育成に努めます。また、介護サービスを提供する人材の確保については、県の人材確保事業等の周知について町内の事業者等へ情報発信を行い、サービスを提供する人材の確保に努めます。

6-3-4 高齢者の健康寿命の延伸【重点】

高齢者健診の受診勧奨を強化するとともに、生活不活発によるフレイル²²を予防するための健康づくりを介護予防ボランティアと協働して行い、健康寿命の延伸を図ります。

6-3-5 高齢者の社会参加の促進【重点】

シルバー人材センター登録者について、広く広報紙で周知し、確保に努め、登録者の状況を把握しながら、受注業務の拡充を図ります。また、老人クラブの活動を支援し、高齢者の生きがいづくりに努めます。

22…フレイル：高齢になることで筋力や精神面が衰える状態、転じて高齢者が要介護とならないよう予防していくことを目的とする概念のこと。

成果指標

指標名	現状値	目標値
自立している高齢者の割合	81.6% ▶	82.1%
介護予防教室・認知症予防教室の 延べ参加者数	1,771人 ▶	1,800人
シルバー人材センター登録者数	54人 ▶	80人

基本目標 6

健康・福祉（支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる

■ 現状と課題

本町では、少子高齢化や核家族化の進行により、家庭内で支え合う力が低下する中、ひとり暮らしの高齢者や生活困窮者、障がい者など、支援を必要とする人が増加していることから、誰もが地域において自立した生活が送れるようにするためには、互いに支え合う体制づくりが求められます。

そのため、社会福祉協議会が地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、各地域に設置された地域ぐるみ福祉協議会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が地域において多様な福祉活動を展開しています。

また、他人への思いやりの心や助け合いの精神を醸成するための取組として、地域交流事業や世代間交流事業を実施していますが、更に高齢化が進行するのに伴い、公的な福祉サービスの手が届かず、地域住民を主体とした福祉活動が期待される分野が増えているため、地域交流事業や世代間交流事業の充実が必要です。

地域福祉活動のより一層の活性化に向けて、町や関係団体、地域など地域福祉に関わる各主体の連携を強化するとともに、社会福祉協議会をはじめとする関係団体の活動に対して効果的な支援を実施していくことが求められます。

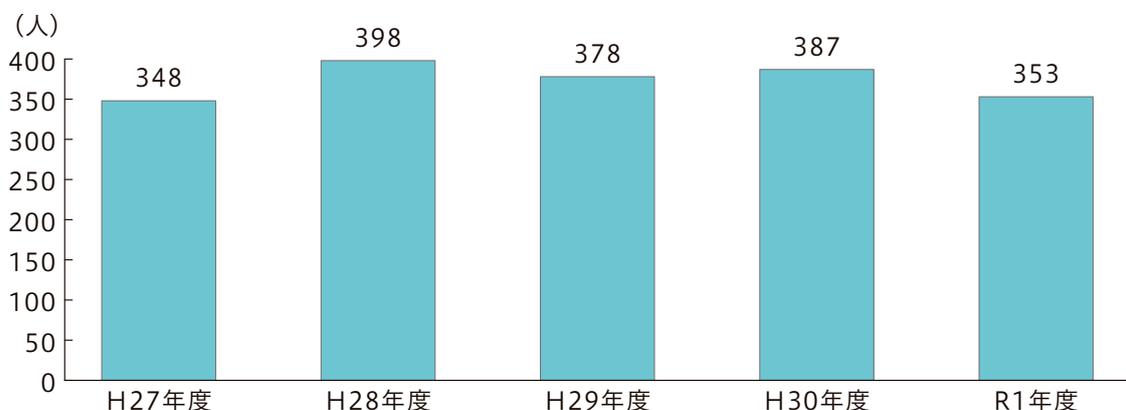
ボランティアについては、ボランティア連絡協議会を中心にそれぞれの団体が活動していますが、1人の方がいくつものボランティア活動を兼務していることが多く、その方の負担が多くなっています。

そのため、子どもから高齢者まで、地域において互いに支え合う意識を高めることや、地域福祉の担い手となるボランティアを発掘・育成するとともに、ボランティアの高齢化も進んでいることから、若い世代の参加を促すため、学校教育を通じ助け合いの精神の醸成に努めます。



ボランティア活動の様子

■ ボランティア登録者数の推移



資料：大多喜町社会福祉協議会

基本方針

- 地域福祉の担い手の育成や福祉意識の高揚を図り、互いに支え合う体制づくりを促進します。
- 地域福祉活動に関わる各主体の連携を強化するとともに、関係機関の活動が活性化するような適切な支援を行います。

施策の体系

6-4 地域福祉

6-4-1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化【重点】

6-4-2 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援【重点】

6-4-3 ボランティア人材の確保体制の充実【重点】

6-4-4 助け合いの精神にあふれた人づくり【重点】

▼施策の内容

6-4-1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化【重点】

住民の理解や積極的な参加を促すため、各種関係団体との協力により地域福祉に関する各種サービスを推進し、その活動内容を周知することにより、連携・協力体制の強化を図ります。

6-4-2 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援【重点】

社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の各種関係団体の福祉活動が活発にできるよう、各種団体が抱える諸問題、ニーズを見極め、支援体制の強化を図ります。

6-4-3 ボランティア人材の確保体制の充実【重点】

ボランティアの養成・研修機会の拡充や情報提供の充実を図ることにより、多様なボランティアの発掘・養成を進めるとともに、現行のボランティアポイント制度を活用しながら、社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア活動を支援します。

6-4-4 助け合いの精神にあふれた人づくり【重点】

学校教育や生涯学習における福祉教育を推進するとともに、高齢者や障がい者等と地域住民との交流事業や世代間交流事業を充実させることにより、助け合いの精神にあふれた人づくりを推進していきます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
ボランティア延べ登録者数	353人 ▶	400人

■ 現状と課題

本町における障がい者数の推移は、精神障がい者については増加傾向にあるものの、知的障がい者については横ばい、身体障がい者については減少傾向にあります。

本町では、民間の協力を得ながら、障がい者（児）が日中活動を行う事業所の拡充や療育・発達支援の体制強化など、障がい者施策の充実に取り組んできました。

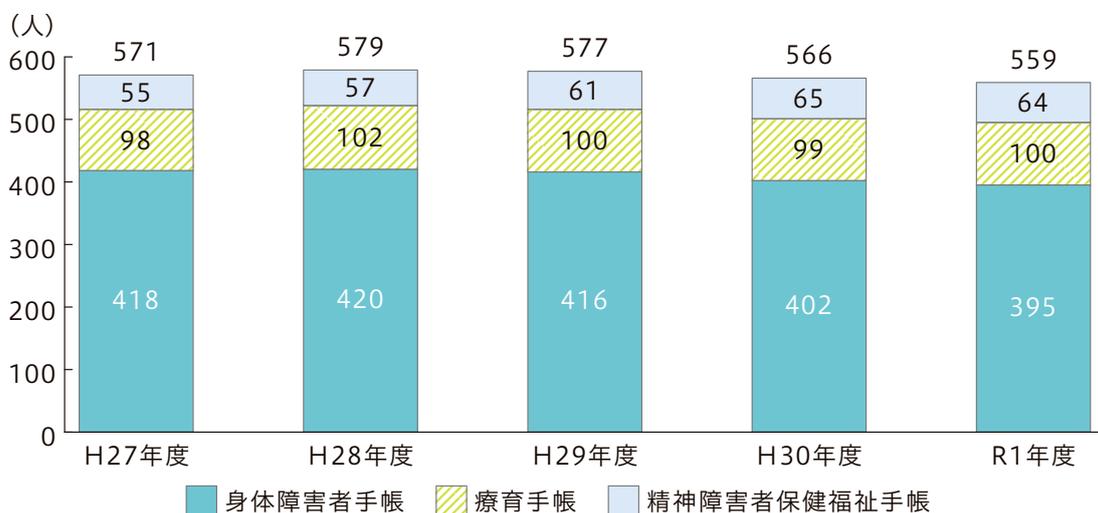
しかしながら、障がい者は、年齢や障がいの重さ・部位、生活状況などが様々で、一人ひとりが多種多様な支援ニーズを持っていることから、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりに向けては、まだ十分とは言えない状況です。

障害者総合支援法の「入所等から地域生活への移行」の指針に沿った環境づくりをより一層進めていく必要があり、障がい者や家族等が必要とする情報の収集・提供や相談体制の整備、障がい者の就労促進に向けた企業等への啓発活動、障がいの早期発見・早期治療の推進等に取り組むことが求められます。

乳幼児期においては、関係機関と連携しながら、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、疾病や障がいの予防、早期発見に取り組んでいくことが必要です。

障害福祉サービスについては、利用量は年々増加傾向にあり、不足しているサービスはありますが、利用できるサービスについてはほぼ割り当てられていることから、必要とされるニーズを把握しながら、不足しているサービスの充実に努めることが必要です。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課

基本方針

- 障がいのある人であっても、地域において自分らしくいきいきと生活ができるまちづくりを進めます。

施策の体系

6-5 障がい者福祉

- 6-5-1 地域生活への移行支援の充実
- 6-5-2 啓発・権利擁護の推進
- 6-5-3 子どもへの支援体制の充実
- 6-5-4 就労支援の強化
- 6-5-5 安全・安心な暮らしの確保【重点】
- 6-5-6 生活の質の向上支援

▼施策の内容

6-5-1 地域生活への移行支援の充実

障がい者の自立生活の継続や、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行促進を図るため、障害者総合支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や各種生活支援サービスなど、ニーズに応じた支援に努めるとともに、不足しているサービスの確保に努めます。

6-5-2 啓発・権利擁護の推進

すべての住民が互いに尊重し合い、障がいへの正しい理解を深めるため、多様な啓発活動やきめ細やかな相談支援を推進するとともに、障がい者の権利を擁護する仕組みづくりを進めます。

6-5-3 子どもへの支援体制の充実

地域の子ども・子育て支援施設や療育機関、学校が連携しながら、障がいの状況や特性、発達の状況等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育の推進を図ります。

6-4-4 就労支援の強化

企業等での雇用を積極的に促進し、障がい者の就労の拡大を図ります。

また、企業等への就職が困難な人への福祉的就労機会の確保を図るとともに、障がい者が就労や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

6-5-5 安全・安心な暮らしの確保【重点】

障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、関係機関や地域住民と連携しながら、医療、交通、防災、防犯などの面で障がい者への配慮に努めるとともに、障がい者にとって住みやすいまちづくりに努めます。

6-5-6 生活の質の向上支援

障がい者一人ひとりの生活の質の向上や心身機能の維持・回復を図るため、疾病予防・健康づくり・医学的リハビリテーションの取組を促進するとともに、生涯学習活動やスポーツ活動、社会活動など幅広い活動への参加を促します。

成果指標

指標名	現状値	目標値
障がい者福祉サービス延べ利用者数	1,952人 ▶	2,300人

基本目標 6

健康・福祉（支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる

■ 現状と課題

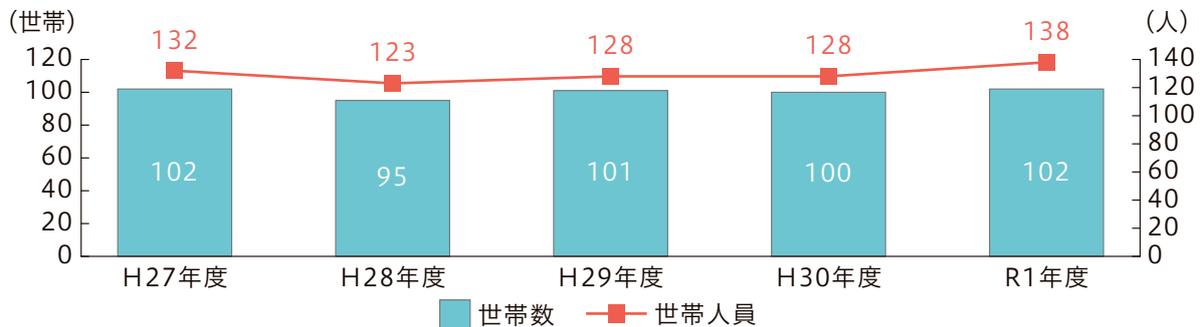
本町の生活保護受給者は、高齢化の進行等により増加傾向にあります。制度実施機関である県と連携しながら町民からの相談に適切に対応するとともに、就労可能な被保護者については自立に向けた支援に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、生活困窮者自立支援制度については、平成29年度から貧困の連鎖を防ぐ目的で生活保護世帯、就学援助受給世帯、児童扶養手当受給世帯等の小学4年生から中学3年生を対象に「子どもの学習支援事業」を実施していますが、対象者が限定的であるため制度利用者は伸び悩んでいます。教育委員会、各学校と連携し利用促進を図ることが必要です。

国民健康保険については、加入者に高齢者や低所得者が多いことから、財政基盤が脆弱で、厳しい運営を強いられていますが、平成30年度より国民健康保険制度の広域化に伴い、県と町で財政運営を担うことになり、安定的な財政運営を目指すこととなったことから、制度の普及啓発と相互扶助意識の高揚に努め、保険税の収納率向上を図ることが求められます。

国民年金制度については、老後等における生活安定に不可欠な制度であり、将来にわたって持続できるよう適正な運用が求められています。また、国における年金制度の動向を踏まえ、町民に対し制度の正しい理解の浸透を図る必要があります。

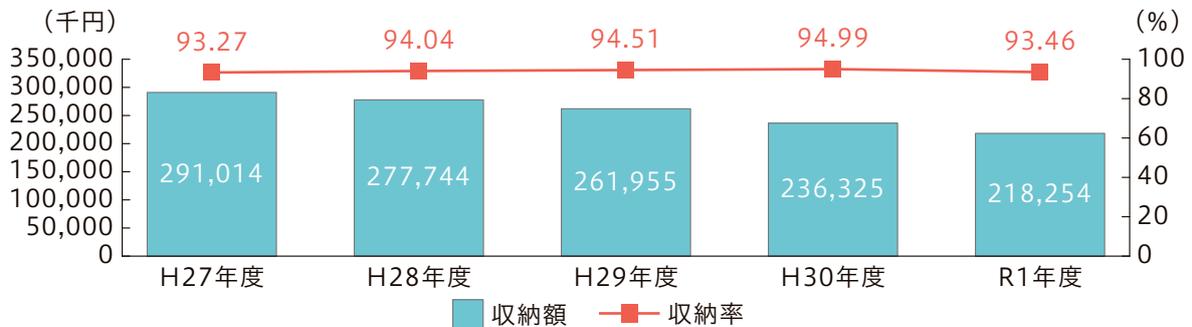
■ 生活保護世帯数の推移



(各年4月1日現在)

資料:千葉県夷隅健康福祉センター

■ 国民健康保険税収納率の推移及び収納額の推移



資料:地方財政状況調査

基本方針

- 社会保障制度について住民の理解を高め適正に運用することにより、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

施策の体系

6-6 社会保障

6-6-1 低所得者福祉の充実【重点】

6-6-2 国民健康保険の充実【重点】

6-6-3 国民年金制度啓発活動の充実

▼施策の内容

6-6-1 低所得者福祉の充実【重点】

関係機関との連携を図り、低所得者のニーズに合った支援策（生活保護・生活困窮者自立支援制度等）へつなげ自立を支援します。

6-6-2 国民健康保険の充実【重点】

国民健康保険の健全化を図るため、国民健康保険税の収納率の向上、生活習慣病予防のための特定健診や特定保健指導などの保健事業の充実等による医療費の抑制に努めます。

6-6-3 国民年金制度啓発活動の充実

広報紙を活用し制度の周知を図るとともに、年金事務所と連携し、年金相談や未加入者への加入促進に努めます。

成果指標

指標名	現状値	目標値
国民健康保険税収納率（現年分）	93.46% ▶	94.0%

資料編



1 町民の意向

本計画の策定にあたり、広く町民の意見を取り入れるため、住民アンケート調査や住民公聴会など、町民の意向調査を実施しました。

1 住民アンケート調査

1. 調査の概要

◆ 調査の目的 ◆

本調査は、「大多喜町第3次総合計画・後期基本計画」の策定にあたり、まちづくりに対する町民のみなさまのご意見やご要望を伺い、計画策定のための基礎資料を得ることで、今後のまちづくりに役立てることを目的に実施したものです。

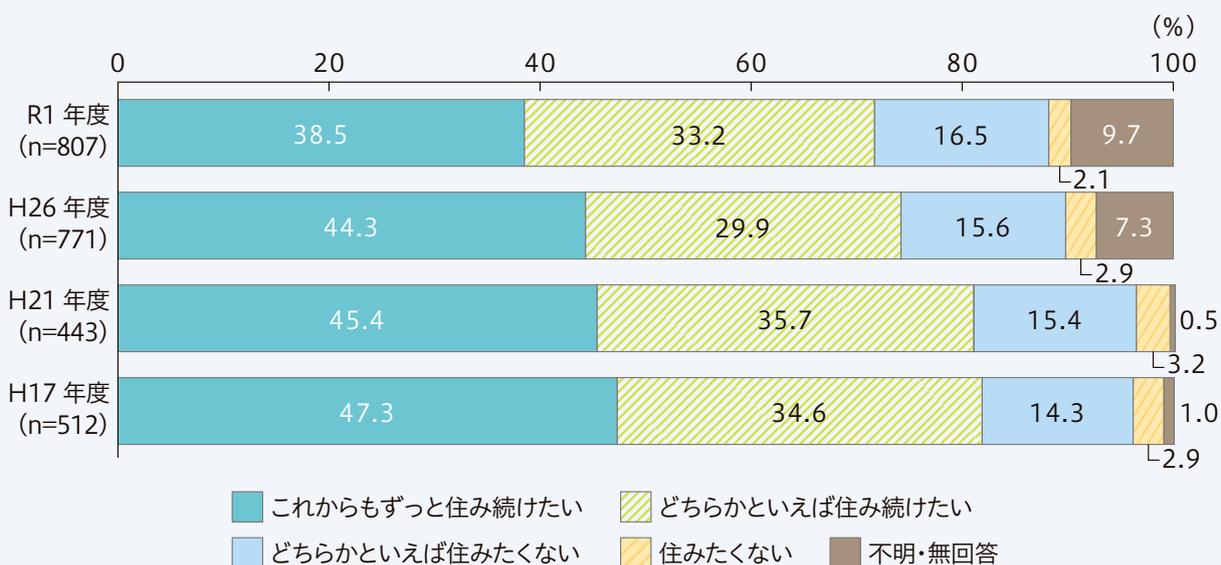
◆ 調査の実施概要 ◆

項目	内容	
対象者	町民 (18歳以上の町内在住者)	中学生・高校生等
調査数	2,000件 住民基本台帳より無作為抽出	373件 町内在住の中学生・高校生等
調査方法	郵送配付・郵送回収	
調査時期	令和元年 8月20日～9月30日	
回答数	807件 (回答率 40.4%)	240件 (回答率 64.3%)

2. 調査結果の概要

① 定住意向

定住意向については、『住み続けたい』（「これからもずっと住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）が71.7%と7割を超えていますが、平成17年度の81.9%と比較すると減少傾向にあります。

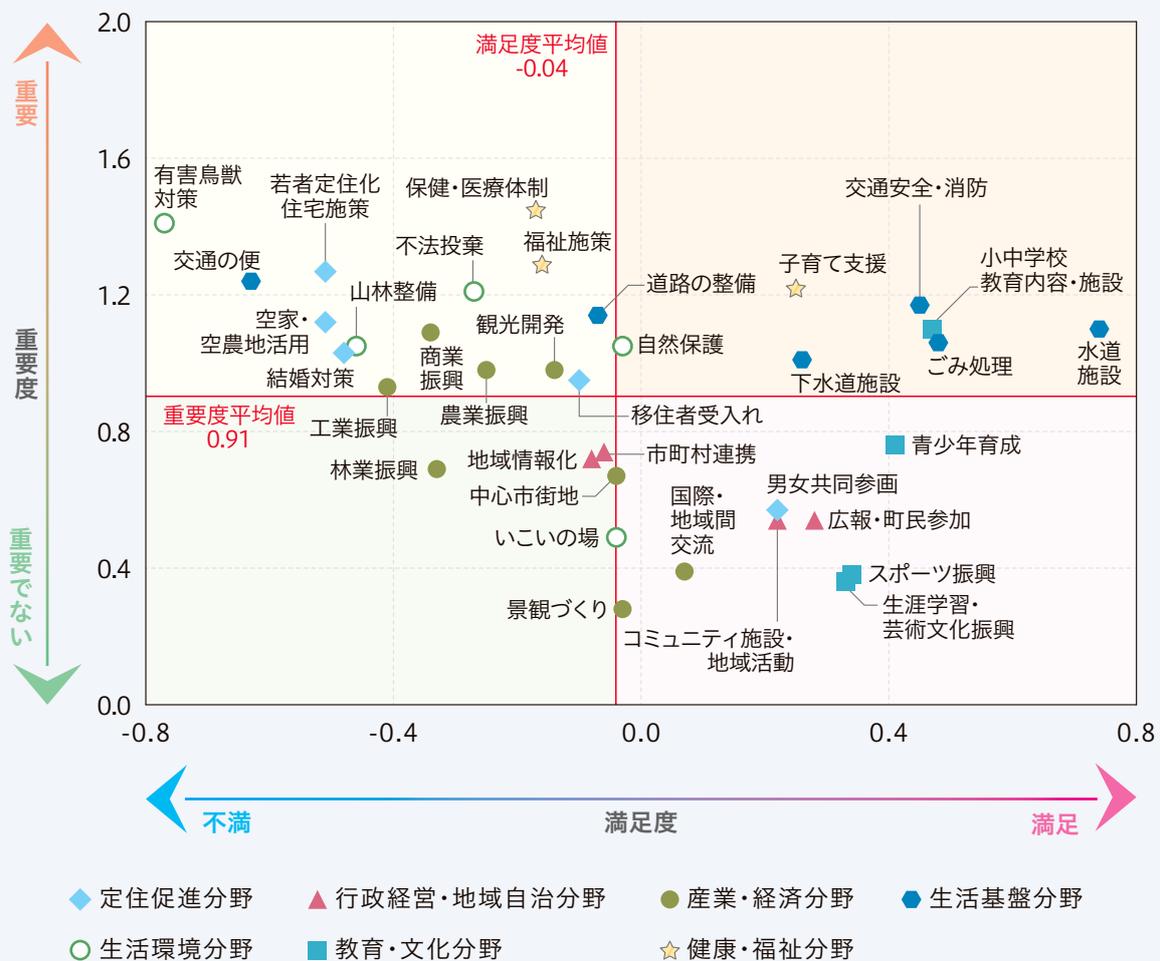


② 町の取組の満足度・重要度

町の取組の満足度・重要度については、満足度が「低く」、重要度が「高い」、施策への町民ニーズが大きいとみられる項目としては、「有害鳥獣対策の充実」、「交通の便の充実」、「若者の定住促進のための住宅施策」などがあげられます。

また、満足度も重要度も「高い」、まちの強みともいえる項目としては、「子育て支援施策や児童のための施設の整備充実」、「安全設備の整備充実」などがあげられます。

重要度指数については、「保健・医療体制や施設の整備充実」が最も高く、次いで「有害鳥獣対策の充実」、「高齢者や障がい者等の福祉施策や施設の整備充実」と続きます。



◆◆ 重要度指数 上位5項目 ◆◆

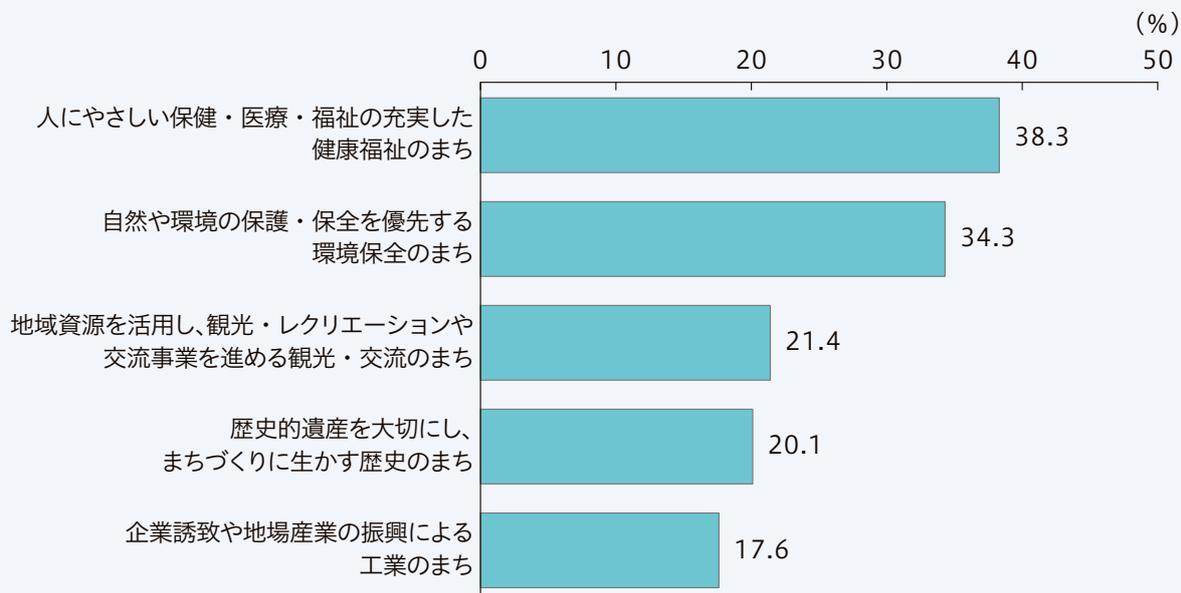
順位	項目
1位	保健・医療体制や施設の整備充実
2位	有害鳥獣対策の充実
3位	高齢者や障がい者等の福祉施策や施設の整備充実
4位	若者の定住化促進のための住宅施策
5位	交通の便の充実（鉄道、バス路線の充実等）

③ 今後のまちづくりの方向

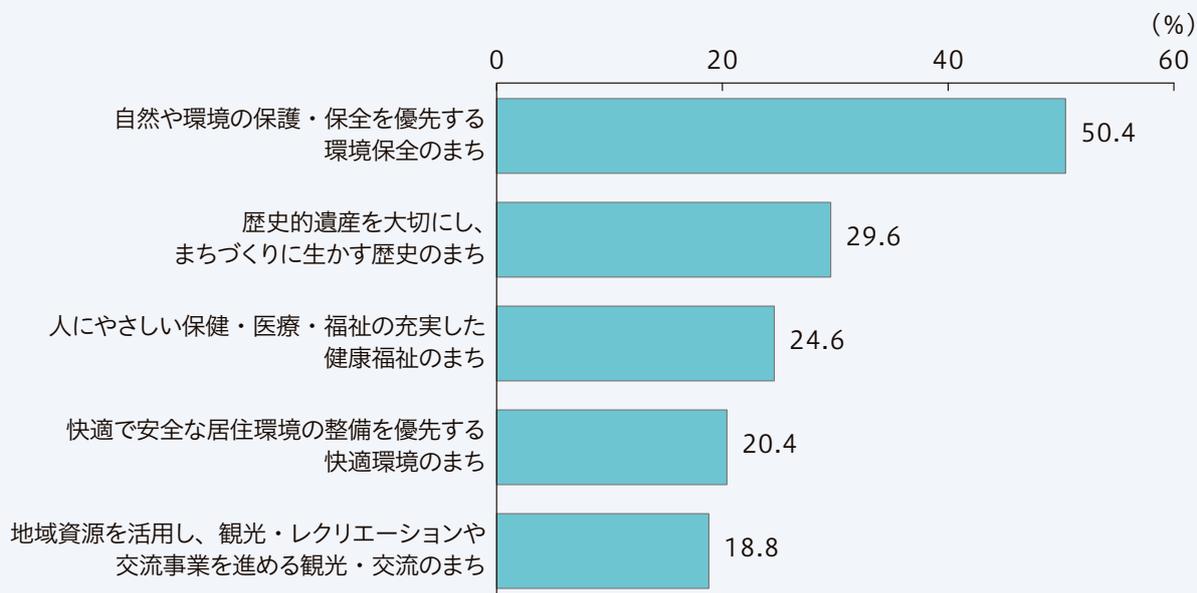
今後のまちづくりの方向については、町民では、『健康福祉のまち』(38.3%)が最も高く、次いで『環境保全のまち』(34.3%)、『観光・交流のまち』(21.4%)と続きます。

また、中学生・高校生等では、『環境保全のまち』(50.4%)が最も多く、次いで『歴史のまち』(29.6%)、『健康福祉のまち』(24.6%)と続きます。

◆◆ 町民上位5項目 ◆◆



◆◆ 中学生・高校生等上位5項目 ◆◆



2 住民公聴会

1. 住民公聴会の概要

◆◆ 住民公聴会の目的 ◆◆

大多喜町第3次総合計画・後期基本計画の策定においては、幅広い関連分野の体系が整った計画であることが求められるとともに、その策定過程が何より大切です。したがって、専門家や行政職員だけが関わるだけではなく、当事者＝町民参加・参画が最も重要なポイントとなります。

そこで町民視点での計画策定、町民起点での計画実践に向けて、住民広聴会を開催しました。

◆◆ 住民公聴会の実施概要 ◆◆

地区名	日時	場所
上瀑地区	令和元年10月21日(月) 19:00～21:00	旧上瀑小学校多目的ホール
総元地区	令和元年10月28日(月) 19:00～21:00	旧総元小学校多目的ホール
大多喜地区	令和元年10月29日(火) 19:00～21:00	大多喜町役場大会議室
西畑地区	令和元年10月31日(木) 19:00～21:00	農村コミュニティセンター体育館
老川地区	令和元年11月1日(金) 19:00～21:00	旧老川小学校多目的ホール
内 容	1 開会 2 町長あいさつ 3 総合計画について 4 住民広聴会ワークショップの実施 5 閉会	

2. 住民公聴会の意見概要

住民公聴会の意見については、「道路関連」が最も多く、次いで「高齢者関連」、「働く場関連」と続きます。

また、地区別では、「上瀑地区」が「災害関連」、「総元地区」が「働く場関連」、「大多喜地区」が「交通関連」、「西畑地区」が「道路関連」、「老川地区」が「交通関連」で最も多くなっています。

◆ 住民公聴会の項目別意見数 ◆

項目	町全体	上瀑地区	総元地区	大多喜地区	西畑地区	老川地区
1 道路関連	46	4	7	5	20	10
2 高齢者関連	44	11	11	5	13	4
3 働く場関連	43	7	13	5	9	9
4 災害関連	43	12	8	7	7	9
5 交通関連	40	3	4	13	4	16
6 子ども関連	39	8	7	9	11	4
7 獣害関連	32	3	4	5	12	8
8 空き家関連	22	4	5	5	5	3

*各地区で最も多かった意見を黄色の網掛けにしています。

◆ 地区別の主な意見 ◆

地区名	主な意見	
上瀑地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境が整い住みやすい町 ● 町内・近隣での仕事場の確保 ● 住民の住まいを集中させる ● 道路整備をして人口の集まる町 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農林業を活かした町 ● 災害に強い町 ● 企業を誘致しやすい町 ● 若者が安心・安定して暮らせる町
総元地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然災害に強いまちづくり ● 若者が住みやすい環境 ● 若者にとって魅力的な職場 ● 企業誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林の整備 ● 空き家対策 ● 高速バスを老川・西畑・総元方面にも ● 観光に力を入れてほしい
大多喜地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業を進めるような仕組み ● 人口減少に歯止め ● 観光客を満足させるような政策 ● 町内の公共交通機能 	<ul style="list-style-type: none"> ● 若者の定住化を促進 ● 子ども、次世代の人の住宅 ● 古民家の活用 ● 災害に強い町
西畑地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路整備 ● 高齢者が住みよいまちづくり ● 伝統行事の継承 ● 職場が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウォーキングのまち（健康づくり） ● 災害時の他の市町村との協定 ● 自転車ロード ● 学校の統合はやめてほしい
老川地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関が少ない ● 道路整備 ● 企業を誘致し職場を増やす ● 公共交通の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に備えたまちづくり ● 特色のある子供教育 ● 婚活活動 ● 移住者の促進

昭和 51 年 3 月 17 日

条例第 21 号

改正 昭和 63 年 3 月 23 日条例第 12 号

平成元年 2 月 20 日条例第 3 号

平成 20 年 3 月 11 日条例第 1 号

平成 23 年 2 月 3 日条例第 1 号

平成 29 年 3 月 16 日条例第 10 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大多喜町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、大多喜町基本構想及び基本計画の策定並びに町の総合開発についての調整及びその実施に関し必要な事項について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 一般住民

(3) 学識経験を有する者

(4) 関係諸団体の役職員

3 前項に定めるもののほか、町長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 23 日条例第 12 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 2 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 11 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 2 月 3 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日条例第 10 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 後期基本計画総合開発審議会 委員名簿

◆◆ 任期 令和元年4月1日～令和3年3月31日 ◆◆

(敬称略)

職名	令和元年度	令和2年度
会長	野村 賢一	野村 賢一
副会長	山口 純男	山口 純男
委員	志関 武良夫	志関 武良夫
委員	吉野 一男	吉野 一男
委員	中村 裕二	鈴木 朋美
委員	吉野 雅隆	齋藤 和男
委員	押元 康郎	押元 康郎
委員	平林 昇	平林 昇
委員	鳥居 浩	高橋 謙周
委員	野口 智子	野口 智子
委員	渡邊 さなえ	渡邊 さなえ
委員	森川 廣司	森川 廣司

4

大多喜町第3次総合計画・ 後期基本計画策定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）を策定するため、大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織及び所掌)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、後期基本計画の策定に関する検討及び総合調整を行う。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表1の職の者をもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会に大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織し、総合計画の策定に関する調査研究を行う。

3 部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会員のうちから委員長が指名する。

(事務局)

第6条 委員会に関する庶務を処理するため、事務局を企画課に置く。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月27日から施行し、後期基本計画策定の日にその効力を失う。

5

後期基本計画策定委員会
委員名簿

(敬称略)

役職	令和元年度		令和2年度	
	職名	氏名	職名	氏名
委員長	町長	飯島 勝美	町長	飯島 勝美
副委員長	副町長	西郡 栄一	副町長	西郡 栄一
副委員長	教育長	宇野 輝夫	教育長	宇野 輝夫
委員	総務課長	古茶 義明	総務課長	古茶 義明
委員	企画課長	米本 和弘	企画課長	市原 芳則
委員	財政課長	君塚 恭夫	財政課長	君塚 恭夫
委員	税務住民課長	多賀 由紀夫	税務住民課長	宮原 幸男
委員	健康福祉課長	長野 国裕	健康福祉課長	長野 国裕
委員	建設課長	吉野 正展	建設課長	吉野 正展
委員	産業振興課	西川 栄一	農林課長	秋山 賢次
委員	環境水道課長	和泉 陽一	商工観光課長	西川 栄一
委員	特別養護 老人ホーム所長	秋山 賢次	環境水道課長	和泉 陽一
委員	会計室長	吉野 敏洋	特別養護 老人ホーム所長	木島 丈佳
委員	教育課長	小高 一哉	会計室長	多賀 由紀夫
委員	生涯学習課長	宮原 幸男	教育課長	小高 一哉
委員	議会事務局長	麻生 克美	生涯学習課長	米本 敏克
委員			議会事務局長	麻生 克美

6

後期基本計画策定委員会 専門部会委員名簿

(敬称略)

部会名	課係名	職名	氏名
行財政運営	総務課 総務係	課長補佐	森 芳博
	総務課 文書広報係	係 長	鈴木 智
	財政課 財政係	係 長	山木 聡
	税務住民課 課税係	係 長	野口 正裕
観光・農業・商工業	商工観光課 観光係	課長補佐	渡辺 陽二
	商工観光課 商工労政係	係 長	浅野 健二
	農林課 農政係	係 長	松本 好正
	農林課 農地係	係 長	加藤 庸永
生活基盤・定住促進	企画課 企画政策係	課長補佐	君塚 徹
	企画課 交流促進係	係 長	金杉 孝枝
	建設課 管理係	係 長	酒井 信夫
	環境水道課 水道施設係	係 長	小高 正貴
公共交通・道路・環境保全	環境水道課 環境係	係 長	磯野 淳一
	企画課 交通政策係	係 長	鈴木 浩之
	総務課 消防防災係	係 長	鈴木 健司
	建設課 建設係	係 長	市川 淳
結婚・子育て・教育	教育課 学校教育係	課長補佐	岩瀬 貴弘
	生涯学習課 図書館係	係 長	小倉 光太郎
	教育課 保育園係	係 長	小林 行弘
	健康福祉課 保健予防係	係 長	吉田 香里
高齢者福祉・社会保障・生涯学習	税務住民課 保険年金係	主 査	須藤 明実
	生涯学習課 社会教育係	係 長	磯野 秀喜
	健康福祉課 介護保険係	係 長	本村 武士
	健康福祉課 社会福祉係	係 長	古山 雅敏

7 答申書

令和2年11月4日

大多喜町長 飯 島 勝 美 様

大多喜町総合開発審議会
会 長 野 村 賢 一

大多喜町第3次総合計画に係る後期基本計画（案）について（答申）

令和元年7月10日付大企企第97号で意見を求められた大多喜町第3次総合計画に係る後期基本計画（案）について慎重に審議した結果、その内容は、おおむね適切なものと認めます。なお、下記の事項について配慮するよう意見を付して答申します。

記

- 1 基本目標2 施策項目2-1 農林業 基本方針
「農業従事者や中核担い手の育成を促進しつつ、企業等の参入を促進し、農地の集約を図ること」について、農地の集約化は、山間部で進んでおらず、荒廃地が増えているので方針を定めて、施策を推進していただきたい。
- 2 基本目標2 施策項目2-2 商業 基本方針
「プレミアム商品券の発行の継続及び電子化（キャッシュレス化）の普及」については、高齢者などの店舗が取り残されることのないよう、また、多くの人が利用できるよう配慮しながら進めていただきたい。
- 3 基本目標2 施策項目2-3 工業 施策の内容 2-3-2
「企業の誘致」については、東京から1時間程度で来れることの利点をPRしながら、規模やターゲットを絞って誘致を進めていただきたい。
- 4 基本目標3 施策項目3-3 公共交通 施策の内容 3-3-1
路線バスの維持に向けた支援を継続していくとともに、駅から観光地に向かう2次交通についても検討し実施していただきたい。
- 5 パブリックコメント
総合計画の策定にあたり、多くの住民に参画いただき幅広い意見を集約・反映しながら、まちづくりのための計画を策定していくことが必要であることから、ホームページやフェイスブックの他に、多くの住民から意見を提出いただけるよう意見募集の周知方法について検討していただきたい。

8

策定経緯

令和元年	
7月3日	大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査会
7月5日	大多喜町第3次総合計画・基本計画策定支援業務委託契約締結 ((株) ジャパンインターナショナル総合研究所)
7月10日	大多喜町総合開発審議会に第3次総合計画・後期基本計画について諮問
7月31日	令和元年度第1回総合開発審議会 (1) 大多喜町第3次総合計画・前期基本計画の平成30年度施策評価報告について (2) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画の策定について ア 策定スケジュールについて イ 大多喜町まちづくりアンケートについて
8月8日	町長ヒアリング
8月～9月	住民アンケート調査 一般：配布2,000件・有効回答数807件 中学生・高校生等：配布373件・有効回答数240件
10月21日	議員インタビュー 総務文教常任委員会：6名 福祉経済常任委員会：6名
10月21日～ 11月1日	住民公聴会 10月21日：上瀑地区 10月28日：総元地区 10月29日：大多喜地区 10月31日：西畑地区 11月1日：老川地区
10月28日～ 11月14日	団体懇話会 10月15日：子育て家庭 10月31日：観光関係団体 11月15日：教育関係団体 11月13日：農業関係団体 11月14日：商業関係団体
令和2年	
2月13日	令和元年度第2回総合開発審議会 (1) 町民アンケート調査等の報告について (2) 後期基本計画に関する意見等について
2月28日	第1回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定スケジュール案について (2) 町民アンケート調査等の報告について (3) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定専門部会の設置について
4月21日～ 4月22日	第1回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会専門部会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（骨子案）について
5月13日～ 5月14日	第1回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会分科会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（骨子案）について
5月29日	第2回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（骨子案）についての専門部会及び策定委員会（分科会）の意見について
6月16日～ 6月17日	第2回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会専門部会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第1次素案）について
6月23日	第2回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会分科会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第1次素案）について

7月8日	第3回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第1次素案）に対する専門部会及び策定委員会（分科会）の意見について
7月17日	令和2年度第1回総合開発審議会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第1次素案）について
8月20日	第4回大多喜町第3次総合計画・後期基本計画策定委員会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第2次素案）について
9月14日	令和2年度第2回総合開発審議会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（第2次素案）について
10月14日	議会議員全員協議会において第3次総合計画・後期基本計画（案）について説明
10月16日～ 10月26日	パブリックコメントの実施
11月4日	令和2年度第3回総合開発審議会 (1) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画（案）に係る議会議員全員協議会での意見及びパブリックコメントの結果について (2) 大多喜町第3次総合計画・後期基本計画に係る答申（案）について (3) 大多喜町第3次総合計画・前期基本計画の令和元年度施策評価報告について
11月6日	大多喜町総合開発審議会より第3次総合計画・後期基本計画（案）について答申
12月2日	第3次総合計画・後期基本計画を議会で議決
令和3年	
3月	第3次総合計画・後期基本計画第1次実施計画策定

大多喜町 第3次総合計画 後期基本計画

2021 - 2025

企画・編集：大多喜町企画課
発行者：千葉県大多喜町
〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地
電話：0470-82-2111（代）
FAX：0470-82-4461
URL：<http://www.town.otaki.chiba.jp/>
制作：株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所



大多喜町ホームページ